

中小企業省力化投資補助事業（一般型）

応募申請の手引き

2025年3月19日版

独立行政法人中小企業基盤整備機構
<https://shoryokuka.smrj.go.jp/>

応募申請に関する資料について

各資料は中小企業省力化投資補助金（一般型）ホームページの
資料ダウンロードページからダウンロードできます。
こちらからご利用ください。

中小企業省力化投資補助金 一般型

資料ダウンロード (一般型)

応募申請時に確認する資料

- 公募要領 (別紙) 公募要領新旧対照表
更新日：2025年3月1日
- (別紙) 「再生事業者」の定義について
応募申請の事前準備について
更新日：2025年3月1日
- [参考資料] 最低賃金の直近5年間の年平均成長率
[参考資料] 申請システム入力項目の補助シート
更新日：2025年3月1日

応募申請時に提出が必要な様式

- 【指定様式】役員名簿
【指定様式】株主・出資者名簿
更新日：2025年3月1日
- 【指定様式】事業実施場所リスト
【参考資料】大幅な賞上げに取り組むための事業計画書
更新日：2025年3月1日
- 【指定様式】最低賃金引き上げに係る要件確認書
【指定様式】他の助成制度の利用実績確認書
更新日：2025年3月1日
- 【指定様式】金融機関確認書
【指定様式】労働者名簿
更新日：2025年3月1日

(事業計画策定に係る書類)

- [参考資料] 事業計画書作成の参考ガイド
[参考資料] 事業計画書 (その1・その2)
更新日：2025年3月1日
- [指定様式] 事業計画書 (その3)
更新日：2025年3月1日

サイトマップ
Copyright © 2024 独立行政法人中小企業基盤整備機構 All rights reserved.

申請システムでの手続きについては
電子申請マニュアル（応募申請）
をご参照ください。

中小企業省力化投資補助事業（一般型）

電子申請マニュアル（応募申請）

2025年3月19日版

独立行政法人中小企業基盤整備機構
<https://shoryokuka.smrj.go.jp/>

「応募申請の手引き」について

本手引きは中小企業省力化投資補助事業（一般型）（以下「本事業」という。）へ申請される事業者へ向けた応募申請における手続きや提出資料等について記載しています。申請の際にはこちらを参考に進めてください。
また、電子システムでの応募申請の操作方法等については「申請マニュアル（応募申請）」を公開しています。

中小企業省力化投資補助事業（カタログ注文型）について

本事業での申請をご検討いただく前に、中小企業省力化投資補助事業（カタログ注文型）の製品カタログを必ずご確認ください。

■ カタログ注文型は本事業と比べて、申請が迅速かつ簡易となっております。

- ・ 製品カタログに掲載されている製品は、すでに国が省力化効果を認めた製品です。
カタログ注文型に比べ、一般型では、審査項目数が多くなります。
 - 申請する製品を用いてどのような省力化効果が見込めるのか
 - 省力化効果により付加価値の向上がどの程度見込めるのか
 - 事業状況に見合った投資であるのか、革新性がどれだけあるのか
等を、総合的に、公平かつ厳正な審査をすることとなります。

中小企業省力化投資補助事業（カタログ注文型）について

<https://shoryokuka.smrj.go.jp/catalog/>

製品カタログについて

https://shoryokuka.smrj.go.jp/product_catalog/

■ 製品カタログに登録されているカテゴリに該当する製品について、本事業で導入する場合、審査の際にも一部考慮します。

- ・ 省力化効果が十分に見込める設備を導入する計画であると認められ、高い評価が付きやすくなります。

※ただし、製品カタログに掲載されている製品をそのまま導入するのではなく、事業者の導入環境に応じて周辺機器や構成する機器の数、搭載する機能等が変わる場合や、省力化に資する汎用設備を複数組み合わせることでより高い省力化効果や付加価値を生み出す場合に限って、本事業の対象となることに留意してください。

GビズIDプライムの取得

本事業の申請は、GビズIDプライムアカウントを取得のうえ、電子申請システムにより申請いただきます。

Gビズ IDプライムアカウントの発行には、一定期間を要しますので、お早めにご準備いただきますようお願ひいたします。

GビズIDについて

<https://gbiz-id.go.jp/top/>

申請にあたって

補助金の申請にあたり、虚偽の申請や不正受給、目的外使用は、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」（以下「補助金等適正化法」という。）にて禁止されています。申請を検討されている事業者は定められたルールや留意点を遵守し適正に事業を進めるようご注意ください。

補助事業者が補助金等適正化法等に違反する行為等（例：他の用途への無断流用、虚偽報告など）をした場合には、補助金の交付取消・返還、不正の内容の公表等を行うことがあります。

また、補助事業実施期間中に他の補助金で同様の行為等をした場合にも、補助金の交付決定取消・返還を行うことがあります。

目次

1. 本事業の概要

1. 事業概要	P.6
2. 補助率・補助上限額	P.6
3. 本事業全体の流れ	P.7
4. 補助対象者	P.8
5. 補助対象外となる事業者	P.11
6. 補助対象外となる事業	P.13

2. 基本要件とその他要件

1. 基本要件	P.15
2. その他要件	P.19

3. 補助上限額・補助率引き上げの特例

1. 大幅賃上げに係る補助上限額引き上げの特例	P.22
2. 最低賃金賃引き上げに係る補助率引き上げの特例	P.23

4. 要件未達の場合の返還義務

1. 基本要件の返還	P.25
2. 追加要件の返還	P.28
3. 追加要件・基本要件の返還	P.29

5. 経費

1. 補助対象経費	P.31
2. 経費区分の詳細	P.32

6. 応募申請

1. 応募申請の流れ	P.35
2. 事業計画書の作成	P.36
3. 提出書類	P.41

7. 審査・加点項目

1. 審査・加点項目	P.50
------------	------

8. 採択後

1. 採択後	P.52
--------	------

9. お問い合わせ

1. お問い合わせ	P.54
-----------	------

中小企業省力化投資補助事業 (一般型)

1. 本事業の概要

本事業は、中小企業等の売上拡大や生産性向上を後押しするため、人手不足に悩む中小企業等がIoT・ロボット等の人手不足解消に効果があるデジタル技術等を活用した専用設備※を導入するための事業費等の経費の一部を補助することにより、省力化投資を促進して中小企業等の付加価値額や生産性向上を図るとともに、賃上げにつなげることを目的とします。

※ デジタル技術等を活用した専用設備（以下「オーダーメイド設備」という。）とは、ICTやIoT、AI、ロボット、センサー等を活用し、単一もしくは複数の生産工程を自動化するために、外部のシステムインテグレータ（SIer）との連携などを通じて、事業者の個々の業務に応じて専用で設計された機械装置やシステム（ロボットシステム等）のことをいいます。

事業名称

中小企業省力化投資補助金（一般型）

公募期間

第1回 2025年1月30日（木）～2025年3月31日（月）17:00

※申請受付開始は3月19日（水）10:00

対象事業者

生産・業務プロセス、サービス提供方法の省力化を行う者

補助事業実施期間

交付決定日から18か月以内（補助金交付候補者の採択発表日から20か月後の日まで）

1-2 | 補助率・補助上限額

補助率・補助上限額は以下の表のとおりです。

対象者	補助率		従業員数	補助上限額
	1500万円 まで	1500万円 を超える部分		
中小企業	1/2 (2/3)	1/3	5人以下 6～20人 21～50人 51～100人 101人以上	750万円（1,000万円） 1,500万円（2,000万円） 3,000万円（4,000万円） 5,000万円（6,500万円） 8,000万円（1億円）
小規模企業者 小規模事業者 再生事業者※	2/3	1/3		

カッコ内の金額は特例適用後の上限額です。「3. 補助上限額・補助率引き上げの特例」を参照してください。

収益納付

収益納付は求めません。

※本事業における「再生事業者」は以下のとおりです。

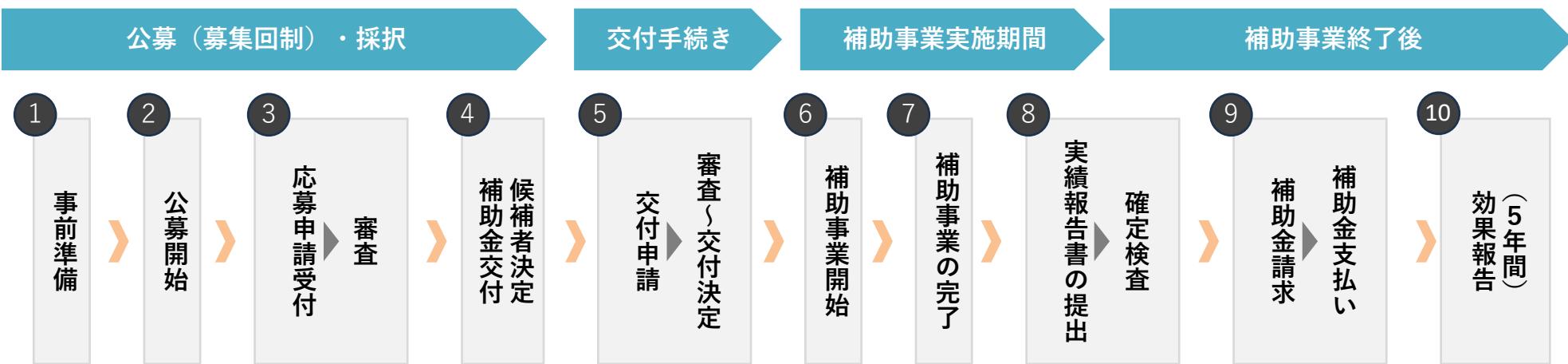
○中小企業活性化協議会（旧：中小企業再生支援協議会）等から支援を受け、応募申請時において以下のいずれかに該当している。

- (1) 再生計画等を「策定中」の者
- (2) 再生計画等を「策定済」かつ応募締切日から遡って3年内（令和4年3月31日以降）に再生計画等が成立等した者

再生事業者として本事業に申請される場合は、指定された資料を添付し、交付申請で提出が必要です。

支援機関または再生手法毎に提出書類が異なりますのでご注意ください。

詳細は「（別紙）再生事業者について」をご確認ください。



- ① 応募申請に向けての事前準備をします。
- ② 公募要領をよく読み、本事業の目的や概要について確認します。
- ③ 申請者自身が申請システムを通じて応募申請を行います。その後、提出いただいた事業計画書を外部有識者からなる審査委員会が評価し、より優れた事業計画書を出した者を補助金交付候補者として採択します。
- ④ 審査の結果、補助金交付候補者として採択された事業者は交付申請の準備を始めます。業者の選択、相見積もりの取得等交付申請に必要な準備を始めてください。
- ⑤ 交付申請を行い、省力化投資補助金事務局（以下「事務局」という。）による審査を経て交付決定となります。交付申請は採択日から2か月を目途に、できるだけ速やかに行ってください。
- ⑥ 交付決定の通知を受けたら補助事業を開始します。**補助事業は交付決定の通知を受けた後に開始してください。** いかなる理由でも交付決定前に契約の発注等を行った場合は、補助金の交付を受けることはできません。
- ⑦ 発注、納入、検収、支払等の全てを完了させ事業を完了します。
- ⑧ 補助事業実施期間（交付決定から18か月以内 / 採択発表日から20か月以内）に補助事業を完了させ実績報告の提出まで完了させます。実績報告は事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は補助事業実施期限日のいずれか早い日までに提出する必要があります。提出後事務局にて確定検査を行います。
- ⑨ 事務局へ補助金の請求をし、事務局から補助金が交付されます。
- ⑩ 効果報告は事業完了翌年度4月から毎年5年間行います。

本事業の補助対象者は、日本国内に本社及び補助事業の実施場所を有する以下のア～カのいずれかの要件を満たすものに限ります。

ア【中小企業者（組合関連以外）】

資本金又は**常勤従業員数**が下表の数字以下となる会社又は個人であること。（中小企業等経営強化法第2条第1項に規定するものを指す。）分類については産業分類に準拠します。

業種	資本金	常勤従業員数
製造業、建設業、運輸業	3億円	300人
卸売業	1億円	100人
サービス業 (ソフトウェア業、情報処理サービス業、旅館業を除く)	5,000万円	100人
小売業	5,000万円	50人
ゴム製品製造業 (自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く)	3億円	900人
ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3億円	300人
旅館業	5,000万円	200人
その他の業種（上記以外）	3億円	300人

常勤従業員数とは

応募時の常勤従業員（中小企業基本法上の「常時使用する従業員」）をいい、労働基準法第20条の規定に基づく「あらかじめ解雇の予告を必要とする者」と解されます。これには、日々雇い入れられる者、2ヶ月以内の期間を定めて使用される者、季節的業務に4ヶ月以内の期間を定めて使用される者、試用期間中の者は含まれません。

※代表取締役や専従者等の常勤従業員に当てはまらない者が含まれていることが判明した場合、採択取消等になることがあります。

イ【中小企業者（組合関連）】

中小企業等経営強化法第2条第1項に規定するもののうち、下表にある組合等に該当すること。該当しない組合や財団法人（公益・一般）、社団法人（公益・一般）、医療法人及び法人格のない任意団体は補助対象となりません。

組織形態
企業組合
協業組合
事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会
商工組合、商工組合連合会
商店街振興組合、商店街振興組合連合会
水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会
生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合、生活衛生同業組合連合会 ¹
酒造組合、酒造組合連合会、酒造組合中央会、酒販組合、酒販組合連合会、酒販組合中央会 ²
内航海運組合、内航海運組合連合会 ³
技術研究組合（直接又は間接の構成員の3分の2以上がアに該当するもの、企業組合、協業組合であるもの）

※1 その直接又は間接の構成員の3分の2以上が5,000万円（卸売業を中心とする事業とする事業者については、1億円）以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時50人（卸売業又はサービス業を中心とする事業とする事業者については、100人）以下の従業員を使用する者であるもの。

※2 その直接又は間接の構成員たる酒類製造業者の3分の2以上が3億円以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時300人以下の従業員を使用する者であるもの並びに酒販組合、酒販組合連合会及び酒販組合中央会であって、その直接又は間接の構成員たる酒類販売業者の3分の2以上が5,000万円（酒類卸売業者については、1億円）以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時50人（酒類卸売業者については、100人）以下の従業員を使用する者であるもの。

※3 その直接又は間接の構成員たる内航海運事業を営む者の3分の2以上が3億円以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時300人以下の従業員を使用する者であるもの。

ウ【小規模企業者・小規模事業者】

下表のとおり、小規模企業者・小規模事業者は、常勤従業員数が、製造業その他・宿泊業・娯楽業では20人以下、卸売業・小売業・サービス業では5人以下の会社又は個人事業主をいいます。

業種	常勤従業員数
製造業その他	20人以下の会社及び個人事業主
商業・サービス業	5人以下の会社及び個人事業主
サービス業のうち宿泊業・娯楽業	20人以下の会社及び個人事業主

エ【特定事業者の一部】

- ① 従業員数（常勤）が下表の数字以下となる会社又は個人（中小企業等 経営強化法第2条第5項に規定する者を指す。）のうち、資本金の額又は出資の総額が10億円未満であるもの

業種	常勤従業員数
製造業、建設業、運輸業	500人
卸売業	400人
サービス業又は小売業 (ソフトウェア業、情報処理サービス業、旅館業を除く)	300人
その他の業種（上記以外）	500人

- ② 生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合、生活衛生同業組合連合会 その直接又は間接の構成員の3分の2以上が、常時300人（卸売業を中心とする事業とする事業者については、400人）以下の従業員を使用する者であって10億円未満の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とするものであるもの。
- ③ 酒造組合、酒造組合連合会、酒造組合中央会、酒販組合、酒販組合連合会、酒販組合中央会 その直接又は間接の構成員たる酒類製造業者の3分の2以上が、常時500人以下の従業員を使用する者であるものであって10億円未満の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とするものである。又は、その直接又は間接の構成員たる酒類販売業者の3分の2以上が、常時300人（酒類卸売業者については、400人）以下の従業員を使用する者であって10億円未満の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とするものであるもの。

- 補助金交付候補者としての採択後、交付決定までの間に小規模企業者・小規模事業者の定義からはずれた場合
補助率2/3からは1/3～1/2に変更となります。
- 交付決定後、補助事業実施期間終了までに定義からはずれた場合
補助率2/3から1/3～1/2へ計画変更となります。
※確定検査において労働者名簿等を確認します。
- 特定非営利活動法人及び社会福祉法人
従業員が20人以下の場合、補助率が2/3になります。

- ④ 内航海運組合、内航海運組合連合会 その直接又は間接の構成員たる内航海運事業を営む者の3分の2以上が常時500人以下の従業員を使用する者であって10億円未満の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とするものであるもの。
- ⑤ 技術研究組合 直接又は間接の構成員の3分の2以上が以下の事業者のいずれかであるもの。
 - ・ 上記①
 - ・ 企業組合、協業組合

オ【特定非営利活動法人】

以下の要件を全て満たす特定非営利活動法人（NPO法人）

- ・広く中小企業一般の振興・発展に直結し得る活動を行う特定非営利活動法人であること。
- ・従業員数が300人以下であること。
- ・法人税法上の収益事業（法人税法施行令第5条第1項に規定される34事業）を行う特定非営利活動法人であること。
- ・認定特定非営利活動法人ではないこと。交付申請時までに補助金の事業に係る**経営力向上計画の認定**を受けていること。

経営力向上計画の認定

交付申請時に認定を受けていることの確認をします。

カ【社会福祉法人】

以下の要件を全て満たす社会福祉法人

- ・社会福祉法第32条に規定する所管庁の認可を受け設立されている法人であること。
- ・従業員数が300人以下であること。
- ・収益事業の範囲内で補助事業を行うこと。

以下に該当する事業者は、補助対象外となります。申請内容より該当することが判明した時点で補助対象外となりますのでご注意ください。

- ▶ **当該公募の応募締切日を起点にして18ヶ月以内に、本事業の交付決定を受け、事務局からの補助金支払が完了していない事業者**
 - ▶ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条に規定する暴力団又は暴力団員と関係がある事業者
 - ▶ 本事業において補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第17条による交付決定取消を受けた事業者
 - ▶ 過去に「ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金」又は「中小企業等事業再構築促進補助金」の交付決定を受け、応募締切時点で事務局からの補助金支払が完了していない事業者
 - ▶ 過去3年間に「ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金」又は「中小企業等事業再構築促進補助金」の交付決定を合計で2回以上受けた事業者
 - ▶ 観光庁の「観光地・観光産業における人材不足対策事業」により設備投資に対する補助金の交付決定を受けた事業者、あるいはその申請を行っている事業者
- ▶ 計画重複 他の中小企業・小規模事業者等から提出された事業と同一若しくは極めて類似した内容の事業を申請する事業者
 - 過去の他の補助金の利用については【指定様式】他の助成制度の利用実績確認書の提出が必要です。**
- ▶ 申請時に虚偽の内容を提出した事業者
- ▶ 応募時点において、一時的に資本金の減額や従業員数の削減を行い、補助事業実施期間終了後に資本金の増額や従業員数の増加を行うなど、専ら本事業の対象事業者となることのみを目的として、資本金、従業員数等を変更していると認められる事業者
- ▶ 事業の遂行（効果報告を含む）に主体的でないと判断される事業者（GビズIDを他者に貸し出す、他者が取得したGビズIDを使用する、事務局との窓口担当者を外部に任せる等の行為は主体的でないとみなします。）
- ▶ 経済産業省及び独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下「中小機構」という。）から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者

▶ みなし大企業に該当する事業者（以下①～⑥のいずれかに該当する事業者）

- ① 発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業者
- ② 発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者
- ③ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者
- ④ 発行済株式の総数又は出資価格の総額を①～③に該当する中小企業者が所有している中小企業者
- ⑤ ①～③に該当する中小企業者の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の全てを占めている中小企業者
- ⑥ 交付申請時点において、確定している（申告済みの）直近過去3年分の各年又は各事業年度の課税所得の年平均額が15億円を超える中小企業者

▶ 応募以降に「1-4.補助対象者」ア～カのいずれの要件も満たさなくなった事業者及び上記①～⑥のいずれかに該当することとなった事業者。ただし、補助事業実施期間終了後に、ア及びエの表における従業員数、資本金額を超えることとなった事業者及び上記①～⑥のいずれかに該当することとなった事業者は補助対象外となりません。

<留意事項>

- ・大企業とは、中小企業基本法に規定する中小企業者以外の者であり、資本金及び従業員数がともに1-3-1アの数字を超える場合、大企業に該当します。海外企業についても、資本金及び従業員数がともに同表の数字を超える場合、大企業とみなします。また、自治体等の公的機関に関しても大企業とみなします。
 - ・以下が株式を保有する場合は、その保有比率等をもって上記のみなし大企業の規定を適用しないこととします。
- i) 中小企業投資育成株式会社法に規定する中小企業投資育成株式会社
 - ii) 投資事業有限責任組合契約に関する法律に規定する投資事業有限責任組合・発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上をみなし大企業が所有している中小企業者もみなし大企業として取扱います。

・本条件の適用は、補助事業実施期間中にも及びます。

- ・上記③の役員には、会社法第2条第15号に規定する社外取締役及び会社法第381条第1項に規定する監査役は含まれません。
- ・JV（協同企業体）構成員の申請においては、JV（協同企業体）の出資総額の過半数が大企業又はみなし大企業である場合は本規定を準用し補助対象外とします。

▶ みなし同一法人について

- ・親会社が議決権の50%超を有する子会社が存在する場合、親会社と子会社は同一法人とみなし（みなし同一法人）、いずれか1社のみでの申請しか認められません。
- ・親会社が議決権の50%超を有する子会社が複数存在する場合、親会社と複数の子会社は全て同一法人とみなし、このうち1社のみでの申請しか認められません。
- ・個人が複数の会社「それぞれ」の議決権を50%超保有する場合も同様に複数の会社は同一法人とみなします。
- ・親会社が議決権の50%超を有する子会社が、議決権の50%超を有する孫会社や、更にその孫会社が議決権の50%超を有するひ孫会社等についても同様の考え方に基づき、同一法人とみなします。

※みなし同一法人の判定に当たっては、配偶者・親子及びその他生計を同一にしている者はすべて同一として取扱います。過去に交付決定を受けた個人事業主が設立した法人についても、同様の取扱いとします。

※これらの場合において、複数の事業者が申請した場合には、申請した全ての事業者において申請要件を満たさないものとして扱います。

※補助事業者が、補助事業実施期間中に、親会社又は子会社等が過去に交付決定を受けているみなし同一法人に該当することとなった場合は、当該補助事業者の交付決定の取消しを行います。

加えて、上記に該当しない場合であっても、

- ・代表者及び住所が同じ法人、主要株主及び住所が同じ法人、実質的支配者（※）が同じ法人についても同一法人とみなし、そのうち1社のみでの申請しか認められません。本補助金を受けることを目的に、主要株主や出資比率を変更し、申請することも認められません。（※実質的支配者の確認方法については、犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則で定められています。）

また、補助事業者が、補助事業実施期間中に、親会社又は子会社等が過去に交付決定を受けているみなし同一法人に該当することとなった場合は、当該補助事業者の交付決定の取消しを行います。

以下に該当する事業は、補助対象外となります。該当するとされた場合は不採択、採択決定の取消又は交付決定の取消を行います。

※ 申請内容から判断します。また、該当することが判明した時点で補助対象外となります。事前に十分に確認してください。

※同一法人・事業者の応募は、公募回毎に1申請に限り、同時申請はできません。

- ▶ 本事業の公募要領にそぐわない事業（「公募要領1-1-1中小企業省力化投資補助事業（一般型）の目的」に沿わない事業を含む）
- ▶ 事業の主たる課題の解決そのものを他者へ外注又は委託する事業
- ▶ 購入した設備を自ら占有し、事業の用に供することなく、特定の第三者に長期間賃貸させるような事業
- ▶ 主として従業員の解雇を通じて、要件や目標の達成のために労働生産性等を操作するような事業
- ▶ 公序良俗に反する事業
- ▶ 法令に違反する及び法令に違反する恐れがある事業並びに消費者保護の観点から不適切であると認められる事業
- ▶ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条各項に定める営業を営む事業（旅館業法第3条第1項に規定する許可を受け旅館業を営む事業（風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律第2条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業を営むものを除く）を除く）
- ▶ 「公募要領3-2-2 補助対象経費の詳細区分」の各区分等に設定されている上限を超える補助金を計上する事業
- ▶ **「国との他の助成制度との重複（過去又は現在の）国（独立行政法人等を含む）が助成する制度との重複を含む事業を申請する事業者のうち、補助対象経費が重複している事業、公的医療保険・介護保険からの診療報酬・介護報酬、固定価格買取制度等との重複がある事業は補助対象となりません。**

なお、これまでに交付を受けたもしくは現在申請している（公募申請、交付申請等すべてを含む。）補助金及び委託費の実績については、必ず応募申請書に記載してください。申請する事業が、これらとの重複を含んでいないか事前によく確認してください。

国との他の助成制度との重複がある場合、【指定様式】他の助成制度の利用実績確認書の提出が必要です。

- ※1 中小機構および事務局にて重複の確認を行います。
- ※2 本事業の審査にあたっては、中小機構及び中小企業庁所管の他補助金事務局が保有する、申請者に係る他補助金の申請・交付等に関する情報を利用させていただきます。
- ※3 効率的な補助金執行のため、本事業の申請・交付等に関する情報についても、中小機構及び中小企業庁所管の他補助金事務局に対して情報共有いたします。
- ※4 国との他の助成制度の交付を受けたもしくは現在申請しているにもかかわらず実績が記載されていない場合、不採択となる可能性がありますのでご注意ください。
- ▶ 提出された事業計画書に記載の事業内容や事業実施スケジュール等を踏まえて、事務局が事業の遂行が困難であると判断した事業（極端に開発期間の短いシステム構築等）
- ▶ その他申請要件を満たさない事業

中小企業省力化投資補助事業 (一般型)

2. 基本要件とその他要件

本事業に申請するには定められた要件を満たす3~5年の事業計画を策定してください。

事業計画期間

事業計画期間は、3~5年の期間を事業者自身で設定してください。目標値達成することが可能な年数で設定し、計画を策定してください。
応募申請を行う事業者は計画を策定し応募申請時に計画値を提出していただきます。

基本要件

基本要件1 // 労働生産性の向上

基本要件2 // 1人当たり給与支給総額 又は 納入金額の増加

基本要件3 // 最低賃金の引き上げ

**基本要件4 // 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画
の公表（従業員21名以上の事業者のみ）**

基本要件 1 // 労働生産性の向上

一策定する目標値一

事業計画期間において毎年、申請時と比較して、**労働生産性を年平均成長率（CAGR）4.0%以上向上させる。**

※応募申請時の労働生産性については、応募申請時で確定している直近の決算書に基づいて算出してください。

直近1期が1年に満たない場合
1年分の数値にして計画を策定してください。

一労働生産性の計算式一

◆ **付加価値額 = 営業利益 + 人件費 + 減価償却費**

◆ **労働生産性 = 付加価値額 ÷ 労働者数**

※△はべき乗を指す

◆ **労働生産性の年平均成長率 = [{ (効果報告時の労働生産性) ÷ (応募申請時の労働生産性) } ^ (効果回数) - 1] × 100(%)**

人件費について

- ・ 役員報酬、個人事業主の専従者を含みます。

※個人事業主の場合、個人としての事業所得を事業主の報酬と見做します。

以下を含みます。

- ・ 売上原価に含まれる労務費（福利厚生費、退職金等を含んだもの。）
- ・ 一般管理費に含まれる役員給与、従業員給与、賞与及び賞与引当金繰入れ、福利厚生費、退職金及び退職給与引当金繰入れ
- ・ 派遣労働者、短時間労働者の給与を外注費で処理した場合のその費用

労働者数について

労働者数とは、1-4.補助対象者に記載する従業員数に役員（個人事業主の場合は事業主及び専従者）の人数を加えたものを指します。

申請システムにて数値を入力します。 ※イメージ

	直近の決算年月	1年目計画	2年目計画	3年目計画	4年目計画	5年目計画
①営業利益	10000000	11000000	12000000	13000000	14000000	15000000
②人件費	1500000	1600000	1700000	1600000	1700000	1800000
③減価償却費	500000	400000	400000	400000	300000	300000
④付加価値額（①+②+③）	12000000	11200000	122100000	132000000	142000000	152100000
労働生産性	24000000.00	18666666.66	20350000.00	22000000.00	23666666.66	21728571.28
労働生産性の目標値		24960000	25958400.00	2699736.00	2807605.44	2919966.66
⑤給与支給総額（④+⑤）	12000000	13000000	13550000	15000000	16000000	18000000
⑥⑤のうち、従業員の給与支給額	10000000	10000000	10000000	10000000	10000000	20000000
⑦⑤のうち、従業員の給与支給額	2000000	3000000	3500000	4000000	5000000	6000000
給与支給額の年平均成長率		8.33%	6.06%	60.91%	49.53%	46.14%
給与支給額の目標値		127200000.00	134832000.00	142521920.00	151497235.20	160587069.32

基本要件 2 // 1人当たり給与支給総額 又は 納入支給総額の増加

1人当たり給与支給総額及び給与支給総額の増加目標を策定し、採択を受けた場合は自身が設定した目標値を超える事業に取り組む必要があります。また、策定した目標値は、交付申請までに全ての従業員と役員、または従業員代表者と役員に表明することが必要です。

重要

応募申請時にはどちらの計画も策定いただきます。

※応募申請時の1人当たり給与支給総額又は給与支給総額については、応募申請時で確定している直近の決算書に基づいて算出してください。

1人当たり給与支給総額

—策定する目標値—

1人当たり給与支給総額の年平均成長率が事業実施都道府県における最低賃金の直近5年間※の年平均成長率以上とさせる

※2019年度を基準とし、2020年～2024年までの5年間を指す。

—対象となる従業員等—

応募申請時から、最終年度まで継続して就業している「同一人」が対象になります。

同一人とは、応募申請時及びその算定対象となる3～5年の各事業年度末において、全月分の給与等の支給を受けた従業員とします。

- 中途採用や退職等で全月分の給与等の支給を受けていない従業員については、算定の対象から除く必要があります。
- 同一人の考え方は、事業終了後の効果判定でのみ使用しますので、計画時点での人数や給与額では考慮せず計画を策定してください。

—対象となる給与等—

給料、賃金、賞与、各種手当（残業手当、休日出勤手当、職務手当、地域手当、家族（扶養）手当、住宅手当）等、給与所得として課税対象となる経費を指します。福利厚生費、法定福利費や退職金は除きます。

※当該事業年度において、産前・産後休業、育児休業、介護休業など事業者の福利厚生等により時短勤務を行っている従業員は、算定対象から除くことができます。

- 役員報酬・役員の人数は含みません。個人事業主の場合、事業主の個人としての事業所得及び専従者への報酬・人数を含みません。

給与支給総額

—策定する目標値—

給与支給総額の年平均成長率を+2.0%以上増加させる

—対象となる従業員等—

応募申請時及び最終年度で就業している従業員等（役員を含む）が対象になります。

役員報酬を含みます。個人事業主の場合、事業主の個人としての事業所得及び専従者への報酬を含みます。

- 応募申請時から従業員が0人の場合や応募申請時から最終年度まで継続して就業している「同一人」が0人の場合は給与支給総額の目標値を用いることとします。

—対象となる給与等—

給料、賃金、役員報酬、賞与、各種手当（残業手当、休日出勤手当、職務手当、地域手当、家族（扶養）手当、住宅手当）等、給与所得として課税対象となる経費を指します。福利厚生費、法定福利費や退職金は除きます。

一年平均成長率の計算式一

◆ 1人当たり給与支給総額 の年平均成長率 二

$\left[\{ (\text{効果報告時の1人当たり給与支給総額}) \div (\text{応募申請時の1人当たり給与支給総額}) \} \wedge (\text{効果報告回数})^{-1-1} \times 100 \text{ } (\%) \right]$

◆ 給与支給総額 の年平均成長率 二

$\left[\{ (\text{効果報告時の給与支給総額}) \div (\text{応募申請時の給与支給総額}) \} \wedge (\text{効果報告回数})^{-1-1} \times 100 \text{ } (\%) \right]$

※ \wedge はべき乗を指す

1人当たり給与支給総額の比較に用いる、事業実施都道府県における最低賃金の直近5年間の年平均成長率はこちらを参照してください。

【参考資料】最低賃金の直近5年間の年平均成長率（2019年度を基準とし、2020年度～2024年度の5年間）

《都道府県別の年平均成長率》

都道府県	年平均成長率	都道府県	年平均成長率	都道府県	年平均成長率	都道府県	年平均成長率
北海道	3.2%	東京	2.8%	滋賀	3.3%	香川	3.5%
青森	3.8%	神奈川	2.8%	京都	3.1%	愛媛	3.9%
岩手	3.8%	新潟	3.5%	大阪	2.9%	高知	3.8%
宮城	3.4%	富山	3.3%	兵庫	3.2%	福岡	3.4%
秋田	3.8%	石川	3.4%	奈良	3.3%	佐賀	3.9%
山形	3.9%	福井	3.5%	和歌山	3.4%	長崎	3.8%
福島	3.7%	山梨	3.4%	鳥取	3.9%	熊本	3.8%
茨城	3.4%	長野	3.3%	島根	4.0%	大分	3.8%
栃木	3.3%	岐阜	3.3%	岡山	3.3%	宮崎	3.8%
群馬	3.4%	静岡	3.2%	広島	3.2%	鹿児島	3.8%
埼玉	3.1%	愛知	3.1%	山口	3.4%	沖縄	3.8%
千葉	3.1%	三重	3.2%	徳島	4.3%		

基本要件 3 // 最低賃金の引き上げ

事業計画期間において、**事業場内最低賃金**（補助事業を実施する事業場内で最も低い賃金）を、毎年、事業実施都道府県における最低賃金+30円以上の水準とすることが必要です。

※ 最低賃金引き上げ特例適用事業者の場合、本要件は適用しません。

事業場内最低賃金

補助事業を実施する事業場が複数ある場合、その中で最も低い賃金で働く者の賃金とその都道府県の最低賃金を比較します。

基本要件 4 // 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の公表

従業員数21名以上の場合、交付申請時までに、「**両立支援のひろば**」に次世代育成支援対策推進法に基づく**一般事業主行動計画**を公表することが必要です。

すでに公表している場合は、公表先のURLを記載してください。応募時点で公表していない場合は、公表する旨を宣誓していただきます。

厚生労働省「**両立支援のひろば**」

https://ryouritsu.mhlw.go.jp/hiroba/search_int.php

一般事業主行動計画

一般事業主行動計画の登録は基本的には企業ごとに登録となっておりますが、グループ全体で雇用管理を行っている場合、グループで一括して公表することも可能となっております。

グループ全体で雇用管理を行っておりグループで一括して公表している場合、一般事業主行動計画公表サイト、企業データ詳細画面の「主たる事業」欄にて申請者事業者名（適用される企業名）が確認できる必要があります。

その他要件 1

補助事業者の業務領域・導入環境において、当該事業計画により業務量が削減される割合を示す、省力化指数を計算した事業計画を策定すること

※ 中小企業省力化投資補助事業（カタログ注文型）の製品カタログに登録されているカテゴリに該当する製品について、本事業で導入する場合は審査の際に考慮します。

一計算式一

- ◆ 省力化指数 = [(設備導入により削減される業務に要していた時間) - (設備導入後に発生する業務に要する時間)] ÷ (設備導入により削減される業務に要していた時間)

製品カタログについて

https://shoryokuka.smrj.go.jp/product_catalog/

【指定様式】事業計画書（その3）の（別紙1）（別紙2）にて省力化指数を算出してください。

その他要件 2

事業計画上の投資回収期間を根拠資料とともに提出すること

一計算式一

- ◆ 投資回収期間 = 「投資額 / (削減工数 × 人件費単価 + 増加した付加価値額)」

【指定様式】事業計画書（その3）の（別紙3）にて投資回収期間を算出してください。

その他要件 3

3～5年の事業計画期間内に、補助事業において設備投資前と比較して付加価値額が増加する事業計画を策定すること

申請システムにて事業計画を策定してください。

その他要件 4**人手不足の解消に向けて、オーダーメイド設備等の導入等を行う事業計画を策定すること**

汎用設備であっても、事業者の導入環境に応じて周辺機器や構成する機器の数、搭載する機能等が変わる場合や、汎用設備を組み合わせて導入することでより高い省力化効果や付加価値を生み出すことが可能である場合には、オーダーメイド設備であるとみなし、本事業の対象となります。
※ 単に汎用設備を単体で導入する事業については、本事業の対象とはなりません。

【参考様式】事業計画書（その1・その2）にて事業計画を策定してください。

その他要件 5**外部Sierを活用する場合、3～5年の事業計画期間内における保守・メンテナンス契約を中小企業等とSier間で締結することとし、Sierは必要な保守・メンテナンス体制を整備すること**

※事業終了後、実績報告時点で確認をします。※保守・メンテナンスに係る費用は補助対象外です。

実績報告時にSierとの保守・メンテナンス契約についての契約書を提出が必要です。

その他要件 6**本事業に係る資金について金融機関（ファンド等を含む。）からの調達を予定している場合は、金融機関による事業計画の確認を受け、金融機関による確認書を提出すること**

※金融機関等（金融機関他、ファンド、証券会社等確認書へのサインが可能な機関）から本事業に要する経費のうち1円以上借入がある場合に提出が必要です。

【指定様式】金融機関確認書の提出が必要です。

中小企業省力化投資補助事業 (一般型)

3. 補助上限額・補助率引き上げの特例

大幅な賃上げに取り組む事業者については、従業員数に応じて補助上限額を引き上げます。

ただし、3-2最低賃金引き上げに係る事業者、補助金額の上限額に達しない場合、再生事業者、常勤従業員がいない場合は、引き上げ不可です。

※追加要件を満たさない場合、特例は適用されません。

従業員数	申請枠からの引き上げ額	引き上げ後の補助上限額
5人以下	250万円	1,000万円
6～20人	500万円	2,000万円
21～50人	1,000万円	4,000万円
51～100人	1,500万円	6,500万円
101人以上	2,000万円	1億円

	引き上げ後の補助金額 1500万円までの部分	引き上げ後の補助金額 1500万円を超える部分
中小企業	1/2	1/3
小規模企業者	2/3	1/3
小規模事業者		

大幅賃上げに係る補助上限額引き上げの要件

重要

両方の目標を達成することが必要です

- ① 事業計画期間において、更に給与支給総額を年平均成長率+4.0%以上（基本要件と合計して6.0%以上）増加させること
 - ② 事業計画期間において、事業場内最低賃金（補助事業を実施する事業場内で最も低い賃金）を事業実施都道府県における最低賃金+50円以上の水準とすること
- ①②の計画達成に向けた具体的な詳細な事業計画（大幅な賃上げに取り組むための事業計画）を策定してください。

【参考様式】大幅賃上げに取り組むための事業計画書の提出が必要です。

最低賃金引き上げに係る事業者については、以下のとおり、補助率を引き上げます。

ただし、小規模企業者・小規模事業者、再生事業者、常勤従業員がいない場合は、引き上げ不可です。

※役員（個人事業主の場合、事業主や専従者）は含みません。

※追加要件を満たさない場合、特例は適用されません。

従業員数	補助上限額
5人以下	750万円
6～20人	1,500万円
21～50人	3,000万円
51～100人	5,000万円
101人以上	8,000万円

中小企業	引き上げ後の補助金額 1500万円までの部分	引き上げ後の補助金額 1500万円を超える部分
	2 / 3	1 / 3

最低賃金引き上げに係る補助率引き上げの特例の要件

- ① 2023年10月から2024年9月までの間で、地域別最低賃金+50円以内で雇用している従業員が全従業員数の30%以上である月が3か月以上あること。

【指定様式】最低賃金引き上げに係る要件確認書の提出が必要です。

中小企業省力化投資補助事業 (一般型)

4. 要件未達の場合の返還義務

基本要件未達の場合// 1人当たり給与支給総額 及び 給与支給総額の増加

重要

効果報告時にはどちらも報告が必要です。いずれも達成できなかった場合返還義務が生じます。

- **判定時期**：補助事業を完了した事業年度の翌年度以降、事業計画終了時点において
- **返還条件**：1人当たりの給与支給総額、給与支給総額のいずれも策定した目標に達していない場合
- **返還額**：達成率に応じて補助金の返還を求める

付加価値額が増加しておらずかつ企業全体として事業計画期間の過半数が営業利益赤字の場合などや天災など事業者の責めに負わない理由がある場合は返還となりません。

達成率の考え方

① 1人当たり給与支給総額の目標の達成率

= 事業計画終了時点の1人当たり給与支給総額の年平均成長率(%) / 申請時に掲げた各都道府県別の基準率以上の目標値(%)

①と②の
達成率を比較

② 給与支給総額の目標の達成率

= 事業計画終了時点の給与支給総額の年平均成長率(%) / 申請時に掲げた2.0%以上の目標値(%)

①が高い場合

1人当たり給与支給総額の場合の返還金額

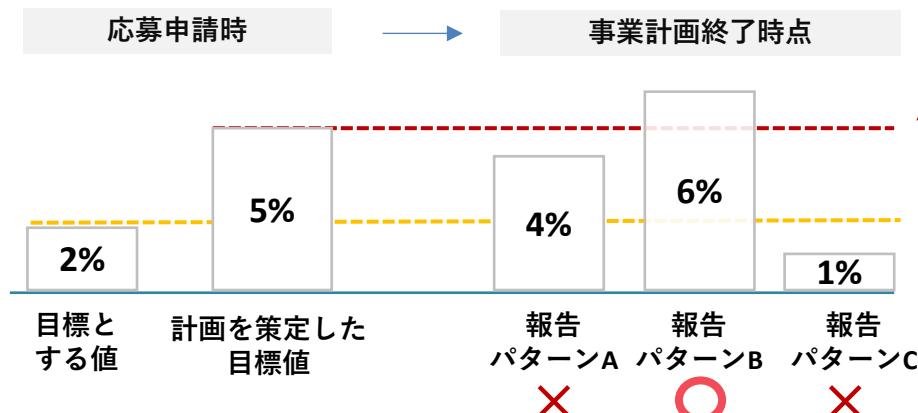
= (補助金交付額 - 補助上限引き上げ額) × (1 - 1人当たり給与支給総額の場合の達成率)

②が高い場合

給与支給総額の場合の返還金額

= (補助金交付額 - 補助上限引き上げ額) × (1 - 給与支給総額の場合の達成率)

報告パターン

**重要**

自身で設定した目標を超えることが必要です。

■ 報告パターンA 未達

2%は達成しているが、策定した目標値の5%を達成していないので未達

■ 報告パターンB 達成

策定した目標値の5%を達成しているので達成

■ 報告パターンC 未達

策定した目標値の5%に達成していないので未達

基本要件未達の場合// 最低賃金の引き上げ

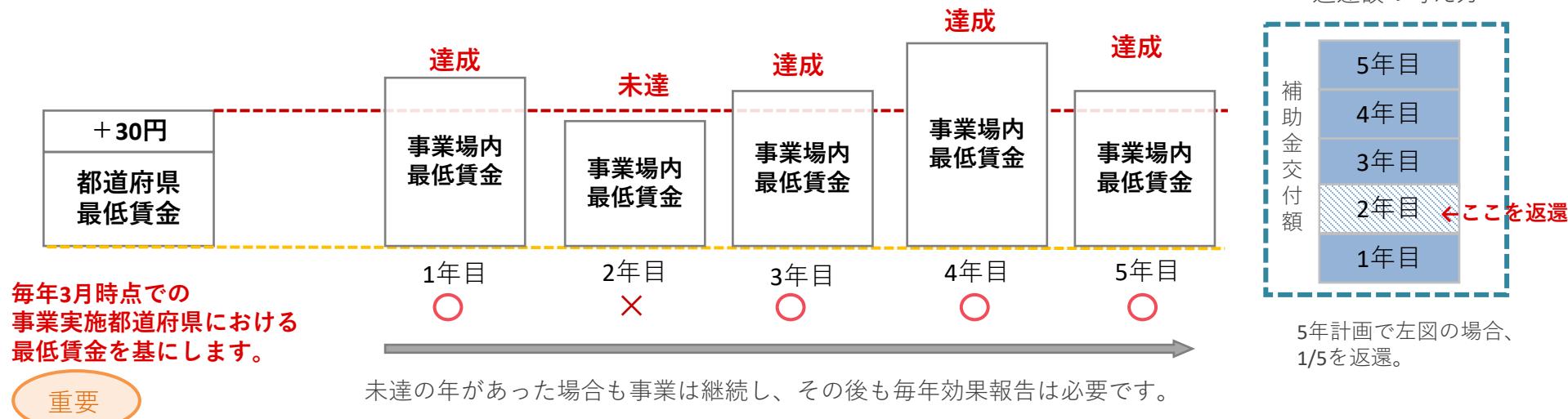
事業場内最低賃金の引き上げ要件が達成できていない場合は、補助金返還が義務が生じます。

- 判定時期：補助事業を完了した事業年度の翌年度以降、事業計画期間中の毎年3月末時点において
- 返還条件：事業場内最低賃金を事業実施都道府県における最低賃金+30円の水準に未達の場合
- 返還額：補助金額を事業計画年数で除した額の返還を求める

付加価値額が増加しておらずかつ企業全体として事業計画期間の過半数が営業利益赤字の場合などや天災など事業者の責めに負わない理由がある場合は返還となりません。

報告パターン

(例) 事業計画期間を5年で設定 2年目のみ未達の場合

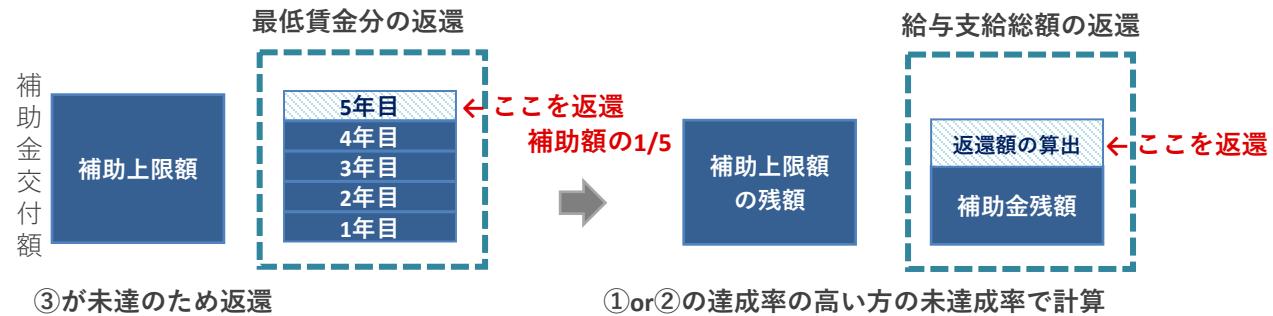


基本要件の返還パターン

5年計画で事業計画最終年度での判定を想定

	基本要件			返還	
	① 給与支給総額	② 1人当たり 給与支給総額	③ 最低賃金 +30円	給与支給総額 (①or②の達成率の 高い方で計算)	最低賃金
1	達成	達成	達成	なし	なし
2	達成	達成	未達	なし	返還
3	達成	未達	達成	なし	なし
4	達成	未達	未達	なし	返還
5	未達	達成	達成	なし	なし
6	未達	達成	未達	なし	返還
7	未達	未達	達成	返還	なし
8	未達	未達	未達	返還	返還

(例) 8の返還パターン | 給与支給総額、1人当たり給与支給総額、最低賃金ともに未達の場合



追加要件未達の場合//大幅賃上げに係る補助上限額引き上げの特例

※基本要件未達の場合は基本要件未達の場合の補助金返還義務及び免除要件に基づいた返還も求めます。

重要

①及び②のいずれか一方でも未達の場合、返還義務が生じます。

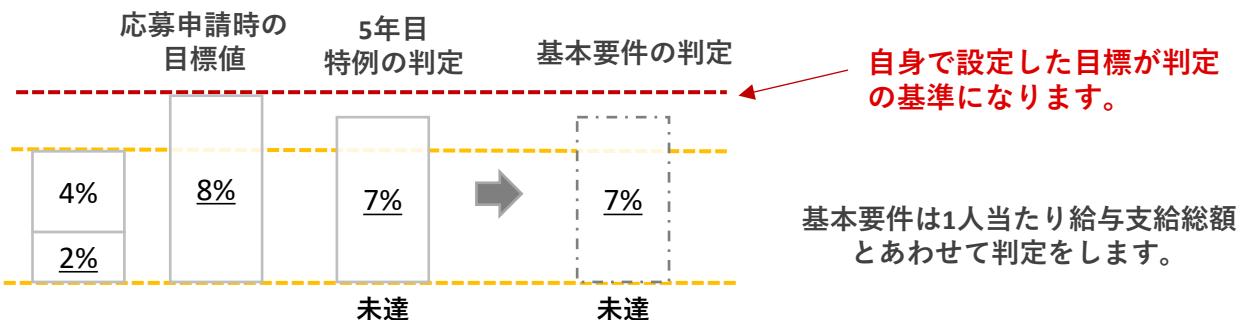
① 納入支給総額 + 6%以上の自身が設定した目標値

- 判定時期：補助事業を完了した事業年度の翌年度以降、
事業計画期間終了時点において
- 返還条件：自分で策定した計画に未達の場合
- 返還額：補助金交付金額から従業員規模ごとの補助上限額との
差額分（上限引き上げ額）について返還を求める。

② 最低賃金 + 50円

- 判定時期：補助事業を完了した事業年度以降、事業計画期間中
毎年3月末時点において
- 返還条件：事業場内最低賃金を事業実施都道府県における最低賃金
+ 50円の水準に未達の場合
- 返還額：補助金交付金額から従業員規模ごとの補助上限額との
差額分（上限引き上げ額）について返還を求める。

(例) 納入支給総額が未達のパターン



追加要件要件の返還パターン

事業計画最終年度での判定を想定

	特例分		基本要件		返還		
	① 給与支給総額	② 最低賃金 + 50円	③ 1人当たり 給与支給総額	④ 最低賃金 + 30円	引き上げ分	基本部分	
1	達成	達成	—	—	なし	—	—
2	達成	未達	—	達成	返還	—	なし
3	達成	未達	—	未達	返還	—	返還
4	未達	達成	達成	—	返還	なし	なし
5	未達	達成	未達	—	返還	返還	なし
6	未達	未達	達成	達成	返還	なし	なし
7	未達	未達	達成	未達	返還	なし	返還
8	未達	未達	未達	達成	返還	返還	なし
9	未達	未達	未達	未達	返還	返還	返還

①及び②のいずれか一方でも未達の場合は未達の判定となり、引き上げ分は全額返還となります。

特例分で未達の場合、基本要件未達の場合の補助金返還義務及び免除要件に基づいた返還も求めます。

①が未達の場合、①及び③が未達の場合、基本要件未達の判定となります。

(例) 9の返還パターン | ①、②ともに事業計画5年目で未達となった場合



中小企業省力化投資補助事業 (一般型)

5. 経費

補助対象となる経費は、本事業の対象として明確に区分できるものであり、その経費の必要性及び金額の妥当性を証拠書類によって明確に確認できる、以下の経費です。また、対象経費は、交付決定を受けた日付以降に発注を行い、補助事業実施期間内に支払いを完了したものに限ります。

対象となる経費区分

1. 機械装置・システム構築費
2. 運搬費
3. 技術導入費
4. 知的財産権等関連経費
5. 外注費
6. 専門家経費
7. クラウドサービス利用費

補助金交付候補者の採択結果は、提出いただいた事業計画に記載のある補助対象経費の全額に対して、補助金の交付を確定するものではありません。補助金交付候補者の採択後に「補助金交付申請」をいただき、その内容を改めて中小機構で精査し、必要に応じて事業者にご照会・ご連絡等を行ったうえで交付額を決定し、通知いたします。その結果、補助対象外経費が含まれていた場合等は、交付決定額が減額又は全額対象外となる場合があります。

留意事項

必須事項

本事業では、設備投資が必要です。設備投資は、**必ず単価50万円（税抜き）以上の機械装置等を取得して納品・検収等を行い、適切に管理を行ってください。**

「機械装置・システム構築費」以外の経費は、総額で**500万円（税抜き）までを補助上限額とします。また、上限額が定められている経費の配分によっては、補助対象経費×補助率より補助金額が減少することがあります。**システム構築費については、補助金交付候補者として採択後、見積書に加え仕様書等の価格妥当性を検証できる書類の提出を求めることがあります。

補助対象経費（税抜き）は、事業に要する経費（税込み）の3分の2以上であることが必要です。

補助対象経費は、補助事業実施期間内に補助事業のために支払いを行ったことを確認できるものに限ります（外国通貨の場合は、支払日当日の公表仲値で円換算）。支払いは、銀行振込の実績で確認を行います（手形払等で実績を確認できないものは対象外）。ただし、クレジットカードでの支払い以外は不可とされる補助対象経費がある場合は、事前に事務局まで御相談ください。銀行振り込みが可能にもかかわらず事業者の支払いのしやすさ等を理由にクレジットカードを利用すること、及び支払い方法に限らず代行振込は一切不可といたします。

補助金交付候補者として採択後、交付申請手続きの際には、本事業における発注先（海外企業からの調達を行う場合も含む）の選定にあたって、入手価格の妥当性を証明できるよう見積書を取得する必要があります。また、原則として2者以上から同一条件による見積をとることが必要です。したがって、申請の準備段階にてあらかじめ複数者から見積書を取得いただくと、補助金交付候補者として採択後、円滑に事業を開始いただけます。ただし、発注内容の性質上2者以上から見積をとることが困難な場合は、該当する企業等を随意の契約先とすることができます。その場合、該当企業等を随意契約の対象とする理由書が必要となります。

補助金交付申請額の算定期階において、消費税等は補助対象経費から除外して算定してください。

各経費において、上限額や補助金額の計算の際に小数点以下切り捨てとしています。そのため補助金額が補助対象経費×補助率より1円以上低くなることがあります。

1. 機械装置・システム構築費

- ①専ら補助事業のために使用される機械・装置、工具・器具（測定工具・検査工具、電子計算機、デジタル複合機等）の購入、製作、借用に要する経費
- ②専ら補助事業のために使用される専用ソフトウェア・情報システムの購入・構築、借用に要する経費
- ③①若しくは②と一体で行う、改良又は据付けに要する経費

- ▶ 生産性向上に必要な、防災性能を高める生産設備等を補助対象経費に含めることは可能です。
- ▶ 機械装置又は自社により機械装置を製作する場合の部品の購入に要する経費は「機械装置・システム構築費」となります。
- ▶ 「借用」とは、いわゆるリース・レンタルをいい、交付決定後に契約したことが確認できるもので、補助事業期間中に要する経費のみとなります。したがって、契約期間が補助事業期間を超える場合の補助対象経費は、按分等の方式により算出された当該補助事業期間分のみ対象となります。
- ▶ 「改良」とは、本事業で新たに購入する機械設備の機能を高める又は耐久性を増すために行うものです。
- ▶ 「据付け」とは、本事業で新たに購入する機械・装置の設置と一体で捉えられる軽微なもの(設置場所に固定等)に限ります。設置場所の整備工事や基礎工事は含みません。
- ▶ 生産性向上を伴うものであれば、サイバーセキュリティソフトを補助対象経費に含めることは可能です。
- ▶ 本事業で購入する機械装置等を担保に金融機関から借入を行う場合は、中小機構への事前申請が必要です。なお、担保権実行時には国庫納付が必要です。
- ▶ 単体で導入する場合、汎用性が高い及び簡易的なカスタマイズで使用可能な製品は対象外です。

2. 運搬費

運搬料、宅配・郵送料等に要する経費

- ▶ 購入時の機械装置の運搬料については、機械装置費に含めることとします。

3. 技術導入費 ※上限額は、補助対象経費総額（税抜）の3分の1です。

本事業の実施に必要な知的財産権等の導入に要する経費

- ▶ 知的財産権を所有する他者から取得（実施権の取得を含む）する場合は書面による契約の締結が必要となります。
- ▶ 技術導入費支出先には、専門家経費、外注費を併せて支払うこととはできません。

4. 知的財産権等関連経費 ※上限額は、補助対象経費総額（税抜）の3分の1です。

生産・業務プロセスの改善等に当たって必要となる特許権の知的財産権等の取得に要する弁理士の手続代行費用、知的財産権等取得等に関連する経費

- ▶ 知的財産権の取得に要する経費のうち、以下の経費については、補助対象になりません。
 - ・日本の特許庁に納付する手数料等（出願料、審査請求料、特許料等）
 - ・拒絶査定に対する審判請求又は訴訟を行う場合に要する経費

5. 外注費 ※上限額は、補助対象経費総額（税抜）の2分の1です。

専用設備の設計等の一部を外注（請負、委託等）する場合の経費

サービスの開発に必要な加工や設計(デザイン)・検査等の一部を外注(請負、委託等)する場合の経費

- ▶ 外注先が機械装置等の設備を購入する費用は補助対象になりません。
- ▶ 外注先との書面による契約の締結が必要です。
- ▶ 機械装置等の製作を外注する場合は「機械装置・システム構築費」に計上してください。
- ▶ 外注先に、技術導入費、専門家経費を併せて支払うことはできません。
- ▶ 本事業で開発・導入した製品・サービス及びシステム構築に係るサイバーセキュリティ対策のために、アプリケーションやサーバー、ネットワークに脆弱性がないかを診断する脆弱性診断（セキュリティ診断）も対象となります。ただし、市販のウイルスソフトの購入費については補助対象外となります。

6. 専門家経費 ※上限額は、補助対象経費総額（税抜）の2分の1です。

本事業の実施のために依頼した専門家に支払われる経費

- ▶ 専門家の技術指導や助言が必要である場合は、学識経験者、兼業・副業、フリーランス等の専門家に依頼したコンサルティング業務や国内旅費等の経費を補助対象とすることができます（※2の謝金単価に準じるか、依頼内容に応じた価格の妥当性を証明する複数の見積書を取得することが必要（ただし、1日5万円を上限））。
- ▶ 専門家の謝金単価は、以下の通りとします（消費税抜き）。④大学教授、弁護士、弁理士、公認会計士、医師：1日5万円以下④大学准教授、技術士、中小企業診断士、ITコーディネータ：1日4万円以下
- ▶ 国内旅費は、中小機構が定める「旅費支給に関する基準」の通りとします。
- ▶ 専門家経費支出対象者には、技術導入費、外注費を併せて支出することはできません。
- ▶ コンサルティング業務は、製品・サービスの設計時のセキュリティ設計に関するアドバイス等を含みます。
- ▶ 応募時に事業計画書の作成を支援した者は、専門家経費の補助対象外とします。

Slrへの発注した場合の経費

- ・システムの製作に関する発注はシステム構築費に計上してください。
- ・システム構築におけるアドバイス業務は専門家経費に計上してください。
- ・システム構築の一部のみの制作やセキュリティ診断は外注費に計上してください。

7. クラウドサービス利用費技術導入費

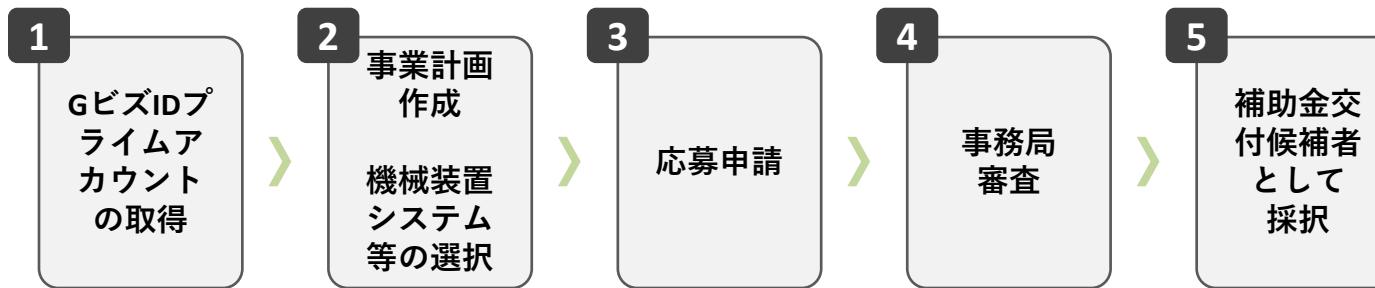
クラウドサービスの利用に関する経費

- ▶ 専ら補助事業のために利用するクラウドサービスやWEBプラットフォームの利用費のみとなります。自社の他事業と共有する場合は補助対象なりません。
- ▶ 具体的には、サーバーの領域を借りる費用（サーバーの物理的なディスク内のエリアを借入、リースを行う費用）、サーバー上のサービスを利用する費用等が補助対象経費となります。サーバー購入費・サーバー自体のレンタル費等は対象なりません。
- ▶ サーバーの領域を借りる費用は、見積書、契約書等で確認できるもので、補助事業期間中に要する経費のみとなります。したがって、契約期間が補助事業期間を超える場合の補助対象経費は、按分等の方式により算出された当該補助事業期間分のみとなります。
- ▶ クラウドサービス利用に付帯する経費について、ルータ使用料・プロバイダ契約料・通信料等の補助事業に必要な最低限のものは補助対象となります。パソコン・タブレット端末・スマートフォンなどの本体費用は対象なりません。

中小企業省力化投資補助事業 (一般型)

6. 応募申請

応募申請における事前準備から応募申請までの流れは以下のとおりです。



- ① 本事業の申請は、GビズIDプライムアカウントを取得のうえ、電子申請システムにより申請いただきます。
GビズIDプライムアカウントを取得してください。
- ② 応募申請に必要な事業計画を策定してください。事業計画書（その1・その2）事業計画書（その3）を提出します。
- ③ 申請システムから応募申請を行ってください。
- ④ 事務局にて審査後、採否が決定します。一定の補助額を超えた事業者は書面審査に加え、口頭審査を行います。
- ⑤ 補助金交付候補者として採択されます。採択された事業者は事務局が実施する説明会に参加が必要です。

本事業の申請は、電子申請システムのみで受け付けます。

入力については、申請者自身が電子申請システム操作マニュアルに従って作業してください。入力情報については、必ず申請者自身がその内容を理解、確認の上、申請者自身が申請してください。

※申請システムの利用にはパソコンが必要です。パソコンの利用が可能な環境をご準備ください。

GビズIDとは

行政サービスで、一つのID・パスワードで、複数の行政サービスを利用できる法人・個人事業主向け共通認証システムです。

GビズID HP <https://gbiz-id.go.jp/top/>

6-2 | 補助事業の実施場所

応募申請にあたり、補助事業の実施場所（工場や店舗等）を有していることが必須です。

- 応募時点で建設中の場合や土地（場所）のみを確保して建設予定である場合は対象外となります。
- 補助事業の実施場所が自社の所有地でない場合、交付申請までに、不動産登記事項証明書により所有権が移転していることや賃貸借契約書等により使用権が明確であることが必要です。
- 「補助事業の実施場所」とは、補助対象経費となる機械装置等を設置する場所、又は格納、保管等により主として管理を行う場所を指します。

本事業では、応募時に提出いただいた事業計画書を外部有識者からなる審査委員会が評価し、より優れた事業計画書を提出した者を補助金交付候補者として採択します。申請前に、書類に不備や不足がないことを必ずご確認ください（事業者情報や事業計画名の記載不備、提出書類の添付漏れ等も含む）。不備がある場合は、不採択となります。なお、補助金交付候補者の「採択結果」についての理由開示及び異議申し立ては一切受け付けておりません。

事業計画については、計画書を作成し提出していただきます。「**事業計画書作成の参考ガイド**」を参考に事業計画を策定し提出してください。

【参考様式】事業計画書（その1・その2） → 参考様式です。

【指定様式】事業計画書（その3） → 指定様式です。（別紙1～別紙3）をあわせてこの様式にて提出が必要です。

事業計画書作成のポイント

- 補助事業の具体的取組内容と会社全体の事業計画の目標数値との整合性
- 将来の展望
- 会社全体の事業計画

詳細は「公募要領」及び「**事業計画書作成の参考ガイド**」にてご確認ください。

事業計画書作成における作成支援者

事業計画の策定に際して専門的な支援が必要な場合は、お近くの認定経営革新等支援機関にご相談ください。

認定経営革新等支援機関検索システム

https://ninteishien.force.com/NSK_CertificationArea

認定経営革新等支援機関や専門家等の外部支援を受けている場合

事業計画書作成支援者の名称、報酬、契約期間を必ず記載してください。

支援を受けているにも関わらず情報が記載されていないことが明らかになった場合には、申請にかかる虚偽として、不採択、採択決定の取消、補助金の返還又は事業者名及び代表者名を含む不正内容の公表等を行います。

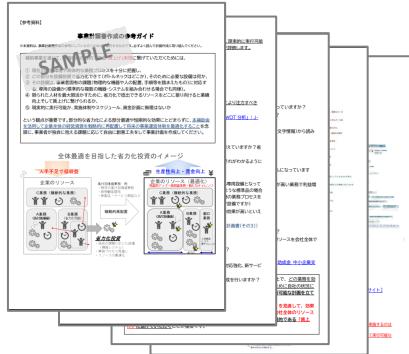
※補助金の活用にあたっては、会社全体の事業計画と連動していることが非常に重要です。近年、会社全体の事業計画を踏まえず、補助金獲得のみを目的として申請支援を行うコンサルティングが数多く見受けられます。会社全体の事業計画の策定支援等は、よろず支援拠点等の公的支援機関でも相談窓口がございますので、利用を検討ください。

申請時に支援者情報を入力してください。※イメージ

5-5. 事業計画書作成支援者情報	
事業計画の作成を支援した者がいる場合は支援者情報を入力してください。	
支援者有無	<input type="checkbox"/> 支援者なし <input checked="" type="checkbox"/> 支援者あり
支援機関名	<input type="text"/>
支援報酬（予定）額	<input type="text"/> 円
契約期間	<input type="text"/> ヶ月 ※フォローアップの期間を含む
支援者担当者部署名	<input type="text"/>
支援者担当者名	<input type="text"/>
支援者連絡先電話番号	<input type="text"/>
支援者メールアドレス	<input type="text"/>
認定経営革新等支援機関ID	

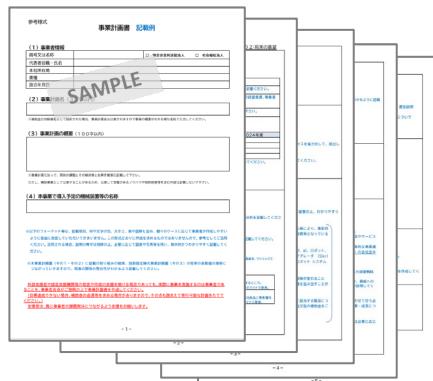
事業計画書作成の参考ガイド

事業計画の策定にあたり、事業計画書策定の参考ガイドを用意しています。事業計画書作成の際にはこちらをよく読み、計画作成に取り組んでください。



【参考様式】事業計画書（その1・その2）

事業計画書（その1・その2）は参考様式です。こちらを基に事業計画書を作成してください。本様式以外を使用することも可能ですが、項目についてはこちらを参考にください。



申請システムには事業計画の入力項目があります。計画書で作成した内容を入力してください。

【参考様式】事業計画書（その1・その2）

参考様式
SAMPLE

事業計画書 記載例

(1) 事業者情報

商号又は名称	<input type="checkbox"/> 特定非営利活動法人	<input type="checkbox"/> 社会福祉法人
代表者役職・氏名		
本社所在地		
業種		
設立年月日		

(2) 事業計画名（30字以内）

※補助金交付候補者として採択された場合、事業計画名は公表されますので事業の性質がわかる様な名称で入力してください。

(3) 事業計画の概要（100字以内）

※事業計画に沿って、現状の課題とその解決策と効果を簡潔に記載して下さい。
ただし、補助事業として公表することがあるため、公表して支障のあるノウハウや知的財産等を含む内容は記載しないで下さい。

(4) 本事業で導入予定の機械装置等の名称

申請画面イメージ ⑤事業計画名及び作成者情報

5-1. 事業計画名 **必須**
事業計画の内容を端的に示す事業計画名を入力してください。
※以下のフォーマット等は、記載項目、料金等、規約等に従って記載して下さい。また、申請される場合は、説明の書き方等に従って下さい。

5-2. 事業計画の概要 **必須**
事業計画について説明してください。

事業計画名（30文字程度）

外部支援者や認定支援機関等の助言等を、事業者自身がご理解の上で事業（目標達成できない場合、補助金の返済等）
支援者は、真に事業者の課題解決に
つながっていきますので、両者の間で
連携を取ることを強く推奨します。

事業計画の概要（100字程度）

導入予定の機械装置・システムの名称

メーク名：型式：名称：

同じ内容を入力する。

【指定様式】事業計画書（その3）

【指定様式】事業計画書（その3）は、6シート用意しています。【参考書式】と表示しているシートは参考にご利用ください。

【指定様式】事業計画書及び（別紙1～3）は提出が必要です。必要事項を入力のうえExcelにて提出してください。

記載方法の詳細についてはシート内にて案内しています。

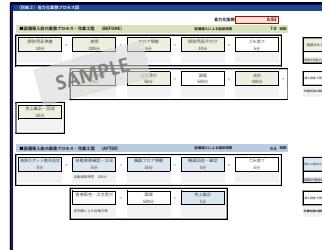
【指定様式】事業計画書（その3）

提出書類です。

(別紙1) 省力化計算シート

提出書類です。

(別紙2) 省力化業務プロセス図



提出書類です。

(別紙3) 投資回収期間計算シート

提出書類です。

【参考書式】事業計画目標値算出シート（提出不要）

提出不要です。

【参考書式】達成すべき目標値の算出ツール（提出不要）

(参考)	基準年	A:達成すべき増加率を入力					B:年平均成長率を達成するためには必要な金額「労働生産性（1人当たり付加価値額）」または「給与支給総額」または「1人当たり給与支給額」を入力
		1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	
	基準年	2.00%	4.040%	6.121%	8.243%	10.408%	
	目標値	¥ 4,500,000	¥ 4,590,000	¥ 4,681,800	¥ 4,775,436	¥ 4,870,945	¥ 4,968,364
	年平均成長率	2.00%	2.00%	2.00%	2.00%	2.00%	

提出不要です。

6-2 | 事業計画書の作成

6. 応募申請

【指定様式】事業計画書（その3）の留意点

【指定様式】事業計画書（その3）

【1】省力化指数

0.93

※「(別紙2) 省力化業務プロセス図」

(別紙1) で算出された省力化指数が表示されます。

【2】会社全体の事業計画書（実）

以下の点をご確認の上、資料を作成してください。

- 会社全体の「事業計画書」については、申請システムを通して算出された事業計画の目標値を正しい数値として取り扱います。事業計画については申請システム「6-2. 事業計画の目標値」の表のキャプチャを以下のスペースに貼り付けてくださいと提出してください。
- 申請システムに入力する際、自己の事業計画の数値を算出した場合は、「【参考用式】事業計画目標値算出シート」と利用ください。ただし、参考用式に入力した数値は、事業計画書の1回とはみなされず、検査に係る審査の中でも考慮されませんのでご注意ください。

【指定様式】事業計画書（その3）

申請システム「6-2. 事業計画の目標値」の表の画像を貼り付けてください。

申請システムの

申請画面の計画数値表の画像を貼り付けてください。申請時に入力された数値を正しい計画値として扱います。

【別紙3】投資回収期間計算シート

投資回収期間
8.85 年

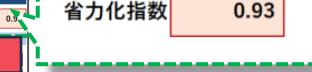
※「(別紙3) 投資回収期間計算シート」

(別紙3) で算出された投資回収期間が表示されます。

【別紙1】省力化計算シート

設備導入により削減される 業務に要していた時間	7.0 時間
設備導入後に発生する 業務に要する時間	0.5 時間
省力化指数	0.93

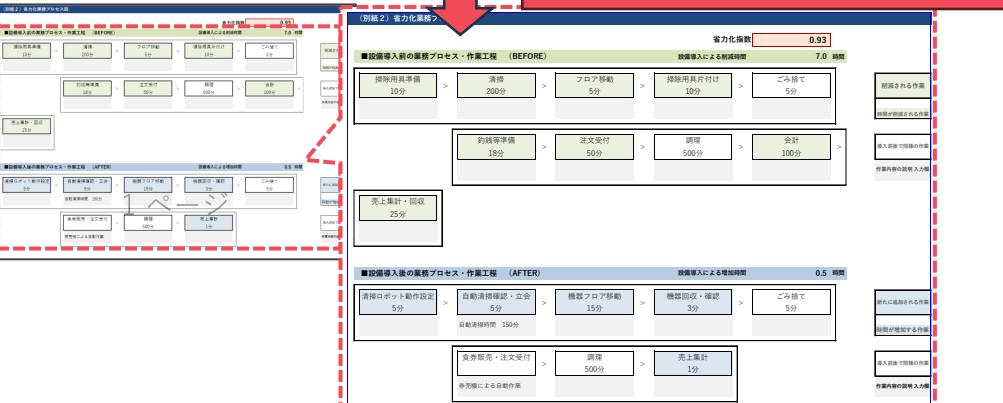
省力化指数 0.93



No.	工程名・作業名	作業時間(分)	1日あたりの1人による作業時間に入力してください。	1日あたりの1人による作業時間に入力してください。	対応する設備導入前の業務プロセスNo.
1	掃除用具準備	10			5 新たに追加される作業
2	清掃	200			5 新たに追加される作業
3	フロア移動	5			15 新たに追加される作業
4	掃除用具片付け	10			4 機器回収・確認
5	ごみ捨て	5			3 新たに追加される作業
6					5 内容は変化しない作業
7	釣糸等準備	18			
8	注文受付	50			9 調理
9	調理	500			500 内容は変化しない作業
10	会計	100			1 新たに追加される作業
11	売上集計・回収	25			
12					

(別紙1) で設備導入前後の業務プロセス・作業工程を入力すると(別紙2)に図が作成されます。

【別紙2】省力化業務プロセス図



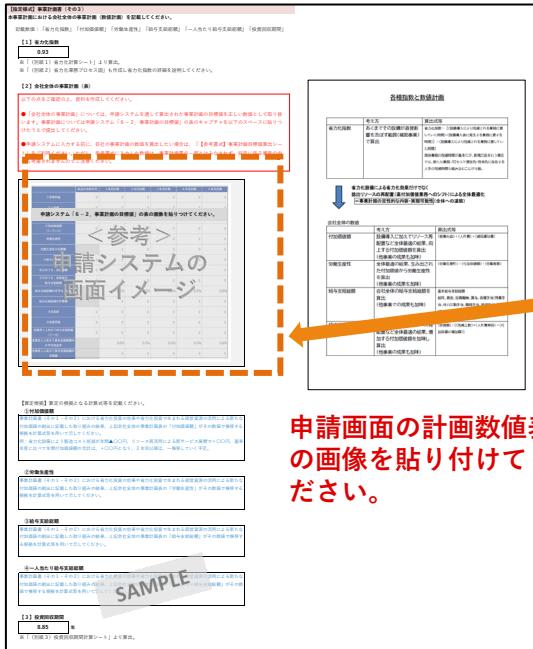
【別紙3】投資回収期間計算シート

投資回収期間	8.85 年
※「(別紙3) 投資回収期間計算シート」	

投資回収期間
8.85 年

※「(別紙3) 投資回収期間計算シート」

【指定様式】事業計画書（その3）の留意点



申請システムに事業計画の入力画面があります。計画書で作成した内容を入力してください。

申請画面イメージ ⑦事業計画数値

計算		直近の決算期の数値を実績値とし計画値を入力してください。 ※計画年数に関わらず全事業者5年分の計画固定が必要です。						
		直近の決算年月	1年目計画	2年目計画	3年目計画	4年目計画	5年目計画	
①営業利益	SAMPLE	10000000	11000000	1400000	15000000	17000000	19000000	
②人件費	SAMPLE	3300000	3400000	3500000	3600000	3700000	3800000	
③津浦費用	SAMPLE	3000000	4000000	4000000	4000000	4000000	4000000	
④附加価値額 (①+②+③)	SAMPLE	46,000,000	49,000,000	53,000,000	55,000,000	58,000,000	61,000,000	
労働生産性	SAMPLE	7,666,666.66	8,166,666.66	8,833,333.33	9,166,666.66	9,666,666.66	10,166,666.66	
労働生産性の目標値	SAMPLE	7,973,333.34	8,292,266.67	8,623,957.34	8,968,915.63	9,327,672.26		
⑤給与支給総額 (④+?)	SAMPLE	30,000,000	31,000,000	32,000,000	34,000,000	35,000,000	36,000,000	
⑥その他、役員報酬	SAMPLE	1000000	1000000	1000000	1100000	1100000	1100000	
⑦のうち、従業員の給与支給額	SAMPLE	2000000	2100000	2200000	2300000	2400000	2500000	
給与支給総額の年平均成長率	SAMPLE		3.33%	3.27%	4.26%	3.92%	3.71%	
給与支給総額の目標額	SAMPLE	30,600,000.00	31,212,000.00	31,836,240.00	32,472,964.80	33,122,424.10		
⑧役員数	SAMPLE	1	1	1	1	1	1	
⑨従業員数	SAMPLE	5	5	5	5	5	5	
従業員1人あたり給与支給総額 (⑦+⑧)	SAMPLE	4,000,000.00	4,200,000.00	4,400,000.00	4,600,000.00	4,800,000.00	5,000,000.00	
従業員1人あたり給与支給総額の年平均成長率	SAMPLE		5.00%	4.88%	4.76%	4.66%	4.56%	
従業員1人あたり給与支給総額の目標額	SAMPLE	4,124,000.00	4,251,844.00	4,383,651.17	4,519,544.36	4,659,650.23		
計算								
		戻る	一時保存	次へ				

画面キャプチャ貼り付け時の注意点

【指定様式】事業計画書（その3）作成時に申請画面の事業計画の表のキャプチャを貼り付ける必要があります。
計算ボタンを押したのち、計画値の表のキャプチャをとってください。

申請画面にて、次へを押した際に計画値が目標を超えていないとエラーになります。

エラーになった際には、再度数値を入力し、計算ボタンを押して**目標を達成していることを確認のうえ、再度キャプチャをとりなおしてください。**

この計画値を正として取り扱います。計画が未達のままキャプチャを添付しないようご注意ください。

応募申請において提出が必要な書類をご準備ください。

【指定様式】 【参考様式】については本事業のホームページよりダウンロードしてご利用ください。

資料ダウンロード

<https://shoryokuka.smrj.go.jp/ippan/download/>

		ファイル名	
全ての事業者			
事業者の実在確認書類	法人	履歴事項全部証明書	PDF
		納税証明書（その2）直近3期分	PDF
	個人	確定申告書の控え（第一表）	PDF
		納税証明書（その2）直近1年分	PDF
決算書等	共通	損益計算書 直近2期分 ※個人事業主で白色申告の場合は所得税白色申告収支内訳書	PDF
		貸借対照表 直近2期分	PDF
従業員数の確認書類	法人	法人事業概況説明書	※当該書類から従業員数が変動し、補助上限額が増加する場合は【指定様式】労働者名簿の提出が必要です。 PDF
	個人	所得税青色申告決算書または所得税白色申告収支内訳書	PDF
役員の確認書類	法人	【指定様式】役員名簿	Excel
株主の確認書類	法人	【指定様式】株主・出資者名簿	Excel
事業計画に係る書類	共通	【参考様式】事業計画書（その1・その2）	PDF
		【指定様式】事業計画書（その3）	Excel
事業実施場所が複数の場合			
事業実施場所の確認書類	共通	【指定様式】事業実施場所リスト	Excel
大幅賃上げに係る補助上限額引き上げの特例を適用する場合			
大幅賃上げの事業計画書	共通	【参考様式】大幅な賃上げに取り組むための事業計画書	PDF
最低賃金引き上げに係る補助率引き上げの特例を適用する場合			
最低賃金要件の確認書類	共通	【指定様式】最低賃金引き上げに係る要件確認書	Excel
国の他の補助金を過去に利用したまたは利用している場合			
他の助成制度の利用実績確認書類	共通	【指定様式】他の助成制度の利用実績確認書	PDF
金融機関から借り入れを受ける場合			
金融機関による確認書類	共通	【指定様式】金融機関確認書	PDF
加点を受ける場合			
事業継承又はM&Aを実施した事業者（申請者）	共通	承継の形態によって異なります。	PDF
任意書類			
導入予定の機器装置等の資料	共通	導入予定の機器装置についてのカタログや説明資料	PDF、JPEG、PNG

法人

全事業者共通で提出が必要な書類

履歷事項全部證明書

納税証明書（その2）直近3期分

別紙3 納税証明書(その2)・申き所得税用、申き所得税及復興特別所得税用																									
納 稅 証 明 書 (その2 所得金額用)																									
住所(納税地) 氏名(名称)																									
SAMPLE																									
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="width: 10%;">年 分</th> <th style="width: 30%;">申告額</th> <th style="width: 30%;">修正・決定後の額</th> <th style="width: 30%;">摘要</th> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </table>		年 分	申告額	修正・決定後の額	摘要																				
年 分	申告額	修正・決定後の額	摘要																						
(備考) ○ 本明書発行日現在の所得金額は上記のとおりですが、今後、修正申告又は税務署若しくは国税局(国税事務所)の調査により更正等により変動が生じる場合があります。																									
従管(明細) 第 号																									
上記のとおり、相違ないことを証明します。 平成 年 月 日																									
税務署長 税務事務官																									

法人事業概況説明書

以下の点について確認してください。

- 履歴事項全部証明書である。
※現在事項全部証明書や登記情報サービスは認められません。
 - 応募申請日において発行から3か月以内である。
 - 応募申請時点で最新の情報が記載されている。
 - 全ページ揃っている。

以下の点について確認してください。

- 納税証明書（その2所得金額用）である。
※納税証明データシート等は認められません。
 - 発行元が税務署である。

※3期分の決算を迎えておらず提出ができない場合は、最低1期以上の提出可能な年度分を提出してください。

以下の点について確認してください。

- ## ■ 直近1年の法人事業概況説明書である。

6. 応募申請

法人

全事業者共通で提出が必要な書類

役員名簿

中小企業省力化投資補助事業(一般型)【指定様式】役員名簿				
申請する中小企業等の法人名:				
大企業所属役員 役員番号 みなとし大企業判定				
NO.	役員	役員名 姓 名 セイ メイ	役員名カタカナ 姓 名 セイ メイ	大企業に所属 <input type="checkbox"/>
1	代表	澤田 一郎	ザエダ ワチロー	<input type="checkbox"/>
2				<input type="checkbox"/>
3				<input type="checkbox"/>
4				<input type="checkbox"/>
5				<input type="checkbox"/>
6				<input type="checkbox"/>
7				<input type="checkbox"/>
8				<input type="checkbox"/>
9				<input type="checkbox"/>
10				<input type="checkbox"/>
11				<input type="checkbox"/>
12				<input type="checkbox"/>
13				<input type="checkbox"/>
14				<input type="checkbox"/>
15				<input type="checkbox"/>
16				<input type="checkbox"/>
17				<input type="checkbox"/>
18				<input type="checkbox"/>
19				<input type="checkbox"/>
20				<input type="checkbox"/>
21				<input type="checkbox"/>
22				<input type="checkbox"/>
23				<input type="checkbox"/>
24				<input type="checkbox"/>
25				<input type="checkbox"/>
26				<input type="checkbox"/>
27				<input type="checkbox"/>
28				<input type="checkbox"/>
29				<input type="checkbox"/>
30				<input type="checkbox"/>
31				<input type="checkbox"/>
32				<input type="checkbox"/>
33				<input type="checkbox"/>
34				<input type="checkbox"/>
35				<input type="checkbox"/>
36				<input type="checkbox"/>
37				<input type="checkbox"/>

SAMPLE

株主・出資者名簿

中小企業省力化投資補助事業(一般型)【指定様式】株主・出資者名簿				
申請する中小企業等の法人名 株式会社A・出資者登録額				
みなとし大企業判定1 みなとし大企業判定2		みなとし大企業に該当します みなとし大企業に該当しません		
NO.	株主名・出資者名	株保有数・出資価格	以下のいずれかに該当する場合はチェック	
(例)	澤田 一郎	1,000,000	<input type="checkbox"/> ①大企業 ②大企業に所属している ③会員等の公的機関	
1			<input type="checkbox"/>	
2			<input type="checkbox"/>	
3			<input type="checkbox"/>	
4			<input type="checkbox"/>	
5			<input type="checkbox"/>	
6			<input type="checkbox"/>	
7			<input type="checkbox"/>	
8			<input type="checkbox"/>	
9			<input type="checkbox"/>	
10			<input type="checkbox"/>	
11			<input type="checkbox"/>	
12			<input type="checkbox"/>	
13			<input type="checkbox"/>	
14			<input type="checkbox"/>	
15			<input type="checkbox"/>	
16			<input type="checkbox"/>	
17			<input type="checkbox"/>	
18			<input type="checkbox"/>	
19			<input type="checkbox"/>	
20			<input type="checkbox"/>	

SAMPLE

以下の点について確認してください。

- 応募申請時点の全役員の情報が記載されている。
- 大企業に所属する役員にはチェックが入っている。

以下の点について確認してください。

- 応募申請時点の全株主・出資者の情報が記載されている。
- 大企業または大企業に属している者にはチェックが入っている。

※株主・出資者が21名以上の場合は全員分の入力は必要ありません。株保有数・出資価格が多い方から20名の情報を入力してください。

個人事業主 全事業者共通で提出が必要な書類

確定申告書の控え（第一表）

納税証明書（その2）

所得税青色申告決算書 または 所得税白色申告収支内訳書

以下の点について確認してください。

- 令和5年分または6年分の確定申告書である。
 - 電子申告の印字または受領印にて税務署での受領が確認できる。
 - 受領の確認ができない場合、受信通知をあわせて提出できる。

※個人番号（マイナンバー）は黒塗りをしてください。

以下の点について確認してください。

- 納税証明書（その2）である。
※納税証明データシート等は認められません。
 - 令和5年分または6年分である。
 - 税務署が発行している。
 - 税目が所得税である。
※消費税等は認められません。

以下の点について確認してください。

- 直近1年の所得税青色申告決算書または所得税白色申告収支内訳書である。

※当該資料から従業員数が変動し、補助上限額が増加する場合は、【指定様式】労働者名簿をあわせて提出してください。

共通

全事業者共通で提出が必要な書類

損益計算書 直近2期分

損益計算書 自平成〇〇年〇月〇日 至平成〇〇年〇月〇日	
損益計算書 自平成〇〇年〇月〇日 至平成〇〇年〇月〇日	
(単位:円)	
項目	金額
売上高	○○○○
売上原価	○○○○
販売費及び一般管理費	
営業外収益	
常料手取	○○
受取配当金	○○
雑収入	○○
営業外収益合計	
営業外費用	
支払利息	○○
手形及支票	○○
雑支出	○○
営業外費用合計	
経常利益	
特別損失	
固定資産売却益	○○
投資有価証券売却益	○○
初期勘定修正益	○○
特別利益合計	
特別損失	
固定資産売却損	○○
減価償却	○○
災害による損失	○○
特別損失合計	
税引前当期純利益	
法人税、住民税及び事業税	
法人税等控除額	
当期純利益	

↓

販売費及び一般管理費 自平成〇〇年〇月〇日 至平成〇〇年〇月〇日	
(単位:円)	
科目	金額
役員報酬	○○
役員賞与	○○
役員退職金	○○
給与手当	○○
賞与	○○
退職金	○○
法務福利費	○○
福利厚生費	○○
賃給	○○
外注費	○○
荷物運送費	○○
広告宣伝費	○○
旅費交通費	○○
会議費	○○
交際費	○○
水道光熱費	○○
通信費	○○
事務用品費	○○
租賃公課	○○
修繕費	○○
地代家賃	○○
販賣料	○○
派遣従業員費	○○
被服資産償却費	○○
保険料	○○
...	○○
...	○○
...	○○
合計	○○○○○

収支内訳書 直近2期分
※個人事業主で白色申告の場合

貸借対照表 直近2期分

以下の点について確認してください。

- 応募申請時点で決算を迎えている直近2期分の情報が揃っている。（ただし、決算を2期迎えていない場合は1期分のみの提出で可）
 - 人件費、営業利益、減価償却費の項目が明確である。

※項目名を読み取りづらい場合はマーカーを引くなどの対応をお願いします。

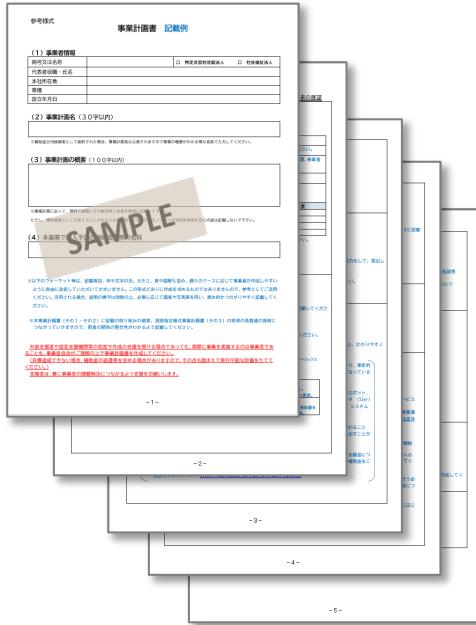
注意点 「販売費及び一般管理費」の詳細項目が必要です。詳細項目が記載されていない場合、別紙として詳細項目を添付してください。

以下の点について確認してください。

- 応募申請時点で決算を迎えていた直近2期分の情報が揃っている。（ただし、決算を2期迎えていない場合は1期分のみの提出で可）

共通 全事業者共通で提出が必要な書類

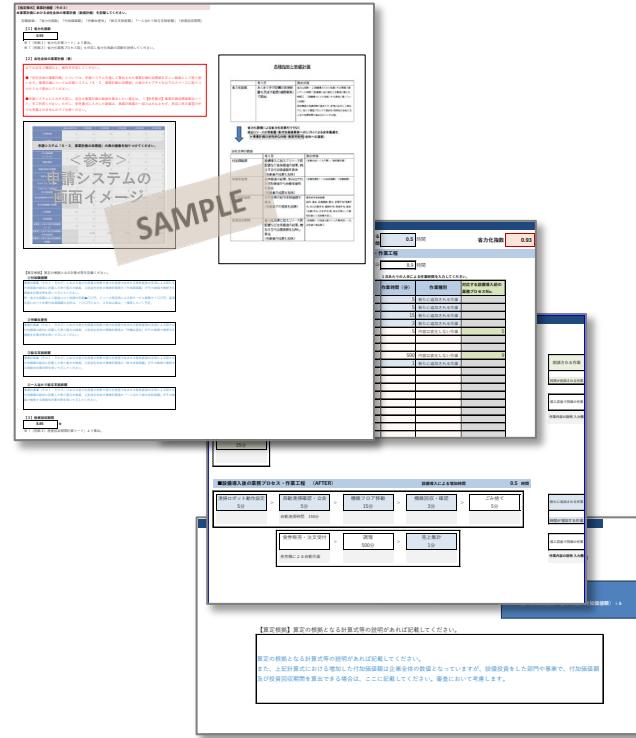
事業計画書（その1・その2）



事業計画書（その1・その2）記載の項目について
計画書を作成してください。

詳細は「6-2.事業計画書の作成」を参照してください。

【指定様式】事業計画書（その3）



【指定様式】事業計画書（その3）及び（別紙1～3）を作成してください。

詳細は「6-2.事業計画書の作成」を参照してください。

事業実施場所が複数の場合

【指定様式】事業実施場所リスト

中小企業省力化投資補助金事業(一般型) 事業実施場所リスト

<前提条件> (公募要領 2-6補助事業の実施場所)

補助事業の実施場所（工場や店舗等）を有していることが必須です。

■応募時点で設置中の場合や土地（場所）のみを権限にて
設置予定である場合は対象外となります。

■補助事業の実施場所が自社の所在地でない場合は交付申請までに不動産登記事証明書により、
所有者が移転していることや賃貸借契約書により使用権が明確であることが必要です。

■「補助事業の実施場所」とは、補助対象団体となる施設設備等を設置する場所、
又は納入、保管等により生として管理を行う場所を指します。

<注意事項>

補助事業の実施場所が複数ある場合は所在地を、必ず全て記載してください。

応募書類に記載した実施場所について再度記載していただく必要があります。

※本当に応じて記入欄を喫やしてください。

①

郵便番号（ハイフンなし）

都道府県

市区町村

町域

番地等

建物名

事業所名（支店名）

電話番号

②

郵便番号（ハイフンなし）

都道府県

市区町村

町域

番地等

建物名

事業所名（支店名）

電話番号

SAMPLE

1 ページ

事業実施場所が複数ある場合、主たる事業実施場所を申請時に入力し、他の実施場所についてはこちらのリストに入力してください。

大幅賃上げに係る
補助上限額引き上げの特例を適用する場合

【参考様式】大幅な賃上げに取り組むための事業計画書

<p>【参考様式】</p> <p>大幅値上げに係る補助申請引き上げの特例時作成</p> <p style="text-align: center;">大幅な値上げに取り組むための事業計画書</p> <p style="text-align: right;">事業者名：〇〇〇〇〇〇〇</p> <p>本計画に基づき、下記、基本条件に加えた追加要件の達成に取り組みます。</p> <p>◆基本要件である給与支払額を年平均成長率2.0%以上増加させることに加え、更に年平均成長率4.0%以上(合計年平均成長率6.0%)の目標を達成すること。</p> <p>◆事業計画書面において、事業場内島袋金(補助事業を実施する事業場内で最も低い金額)を事業実施額過渡債務に割り当てる場合費用4円の上乗水準とすること。</p> <p>返済条件を十分明確に実現・取組んでください。</p> <p>1. 大幅値上げ上の取組の全体</p> <p>※補助事業の計画面における取り組みの実績や事業計画書面における実績や設備投資の概要等については、事業計画書(その1～その2、その3)、別途提出される事業計画書面(その4)をもとに、事業計画書面における実績や設備投資の概要等は、事業内容に照應するものとし、事業計画書面から「○年○月の目標を基にかけて、補助事業の実績を含めた事業計画全体の実績」も記して差し交換する大幅な値上げの見込みを示してください。</p> <p>特に、以下の機会等について記載できることを具体的な詳細欄に記載してください。</p> <p>■大幅な値上げ上の取組内容が具体的に示されおり、その取組内容や改善根拠が相当なものとなっているか。</p> <p>■補助事業の計画面となっており、費用を算出し、具体的に「何円の費用を多少枚を先出しているか」、人件費など具体的な費用を算出する者に適切に提出し、企業の実績が読み込めること。</p> <p>■算出にかかるまでなく、該年度の研究開発費の研究開発の研究への参加、資料費等の費用を算出せば、従業員の部署に配属された人材費用を計算しているか。また、(従業員の能力に応じた人材評価に取り組んでいるか)。</p> <p>■人材配置等の体制面、販売計画面の営業面の強化化に取り組んでいるか。</p> <p>※必須に応じて記述欄を拡大していただくことは差し支えありません。図表や写真等を用い、具体的かつ詳細に記載してください。</p>
--

大幅賃上げに係る追加条件2つの達成に向けた具体的かつ詳細な事業計画を策定してください。

※【参考様式】ですので、本様式以外を使用することも可能ですが、項目についてはこちらを参考にしてください。

最低賃金引き上げに係る 補助率引き上げの特例を適用する場合

【指定様式】最低賃金引き上げに係る要件確認書

対象月①～③までを作成し、すべての入力箇所を記載してください。

最低賃金引き上げに係る要件確認書

入力日

住所

事業者名

代表者役職

代表者氏名

--

以下の通り、最低賃金要件を満たすことを証明します。

※2023年10月から2024年9月までの間で、如何な形態 内で雇用している従業員
が全従業員数の30%以上である月アリ。

	対象月①	対象月②	対象月③
①全従業員数（人）	0	0	0
②賃込賃金 + 50 円以内従業員数（人）	0	0	0
③ ②① %	—	—	—
④ ③が30%以上	—	—	—

賞金台帳等で最低賃金の対象となる基本給・手当等の名称

(参考) 対象となる賃金（厚生労働省HP）

https://saiteichingin.mhlw.go.jp/point/page_point_targetwages.html

要件充実度
〇

判定

結果

要件確認書とあわせて対象月の各シートに必要事項を入力してください。

国の他の補助金を過去に 利用したまたは利用している場合

【指定様式】他の助成制度の利用実績確認書



**中小企業省力化投資補助金事業（一般型）
他の助成制度の利用実績確認書**

請求年度：[年] 年 [月] 日

申請者名：[会社名]
代表者名：[氏名]
登記住所：[住所]
法人登記番号：[登記番号]

申請内容：[申請内容]

申請書類提出済みの場合は、[提出済み]と記入してください。

※参考：公債費債権（主に2種類）

他の公債費債権で支度を受けたもしくは現在持正在していふものかわらず無ければそれでいい場合。
申請料となる公債費債権がありませんのでご注意ください。

以上記入して捺印をお願いします。

金融機関から借り入れを受ける場合

【指定様式】金融機関確認書



金融機関確認書

（西暦） 年 月 日

独立行政法人中小企業基盤整備機構 殿

金融機関住所
金融機関名称
代表者 氏名
代表者 戸名

中小企業省力化投資補助金事業（一般型）による
金融機関による確認書

申請者名
事業計画書

上記の事業者が作成した事業計画書は、中小企業省力化投資補助金の事業目的である。人手不足に悩む中小企業者がデジタル技術などの人手不足解消に有効な技術を活用した専用設備を導入することで省力化により生産性を向上させるための取り組みがあり、補助事業の目的の達成が見込まれることを確認しました。

補助事業の目標の達成が見込まれると判断する理由

金融機関担当者名
金融機関担当者登記番号
金融機関登記番号
金融機関担当者メールアドレス

※代表者氏名欄に記入する氏名は、記載する金融機関の内部規定等により判断してください。
※本確認書は、融資の契約を前提としたものではありません。

過去5年間において、交付を受けたもしくは申請している補助金及び委託費の実績について、全て記載してください。

※実績が記載されていない場合、不採択となる可能性がありますので必ず記載してください。

事業継承又はM&Aを実施した事業者 (申請者) 加点を受ける場合

承継前 | 法人 → 承継後 | 個人事業主の場合

- ① 株式譲渡契約書
- ② 被承継者の株式譲渡前と株式譲渡後の株主名簿
※代表者の原本証明付
- ③ 開業届
※交付申請時に開業前の承継者の場合のみ

承継前 | 法人 → 承継後 | 法人（代表者変更）の場合

- ① 履歴事項全部証明書

承継前 | 法人 → 承継後 | 法人（株式譲渡）の場合

- ① 株式譲渡契約書
- ② 被承継者の株式譲渡前と株式譲渡後の株主名簿
※代表者の原本証明付

承継前 | 個人事業主 → 承継後 | 個人事業主の場合

- ① 事業譲渡契約書
 - ・親族間の譲渡で①が提出できない場合は事業引継ぎ事実が確認できる廃業届（被承継者）・開業届（承継者）の双方を提出
- ② 移動した資産・負債の一覧（事業譲渡契約書に本記載がない場合）
- ③ 事業譲渡が行われたことを証する書類（譲渡代金の振込証憑、開廃業届）

金融機関等（金融機関他、ファンド、証券会社等、確認書へのサインが可能な機関）から本事業に要する経費のうち1円以上借入がある場合に提出が必要です。

事業承継の形態によって提出書類が異なります。該当する書類を提出してください。

中小企業省力化投資補助事業 (一般型)

7. 審查・加点項目

提出いただいた事業者情報、事業計画書に基づいて、事務局が内容の審査を行います。また、補助申請額が一定規模以上の申請を行う事業者を対象にオンラインにて口頭審査を実施いたします。

審査のポイント

(1) 補助対象事業としての適格性

公募要領に記載の対象事業、対象者、申請要件、補助率等を満たすか。なお、「1-1-1中小企業省力化投資補助事業（一般型）の目的」に沿わない事業は対象外となります。

(2) 技術面

省力化指数や投資回収期間、付加価値額、オーダーメイド設備の4つの観点について評価します。

加点項目

将来起ころう中長期的な経済・社会構造の変化に対応していくためには、環境に柔軟に適応し、自己変革を続けていく必要があります。
以下の取組を行う事業者に対しては加点を行います。

※ 加点項目の一部については、エビデンスとなる添付書類を提出いただき、審査の結果、各要件に合致した場合にのみ加点されます。

■ 事業承継又はM&Aを実施した事業者（申請者）に対する加点

過去3年以内に事業承継（株式譲渡等）により有機的・一体としての経営資源（設備、従業員、顧客等）を引き継いだ事業者 ※なお、事業承継は、株式譲渡又は相続・贈与により法人と個人間で承継した場合、又は同一法人内で代表者交代したものに限る。

承継の形態に基づき書類の提出が必要です。

■ 災害等加点

有効な期間の事業継続力強化計画（連携型含む）の認定を取得した事業者

事業継続力強化計画（連携型含む）について

<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/antei/bousai/keizokuryoku.html>

■ 成長加速マッチングサービスに登録している事業者に対する加点

「成長加速マッチングサービス」（←<https://mirasapo-connect.go.jp/>を設定）において会員登録を行い、挑戦課題を登録している事業者。（応募締切日時点）

審査のポイントの詳細は「公募要領」にてご確認ください。

(3) 計画面

スケジュール等が具体的か、企業の収益性、生産性、賃金が向上するかを以下の観点から評価します。

(4) 政策面

地域経済への貢献や、我が国の経済発展のために国の経済政策として支援すべき取組であるかを評価します。

(5) 大幅な賃上げに取り組むための事業計画の妥当性

■ 賃上げ加点

事業計画期間（補助事業完了年度の翌年度以降）における給与支給総額の年平均成長率4.0%以上増加する計画を有すること及び、事業場内最低賃金を毎年3月に事業実施都道府県における最低賃金より+40円以上の水準を満たすことを目標とし、事務局に誓約している事業者

賃上げ加点において効果報告にて未達が確認された場合の措置については、「公募要領」にてご確認ください。

■ えるぼし加点

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく「えるぼし認定」を受けている事業者

■ くるみん加点

次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく「くるみん認定」を受けている事業者

中小企業省力化投資補助事業 (一般型)

8. 採択後

応募申請後、補助金交付候補者として採択された事業者は交付申請の準備を開始してください。

相見積もりの取得・業者の選択

- ▶ 補助金交付候補者として採択後、交付申請手続きの際には、本事業における発注先（海外企業からの調達を行う場合も含む）の選定にあたって、入手価格の妥当性を証明できるよう見積書を取得する必要があります。原則として2者以上から同一条件による見積をとることが必要です。

交付申請に必要な情報と書類の取得

- ▶ 交付申請で必要となる情報や書類を揃えて交付申請に向けての準備を進めてください。交付申請の詳細は資料の公開をお待ちください。

説明会への参加

- ▶ 本事業に採択された事業者は、事務局が実施する説明会に参加しなければなりません。参加しない場合は、説明会最終開催日をもって、自動的に採択は無効となります。

処分制限財産の管理・取扱い

- ▶ 取得財産のうち、単価50万円（税抜き）以上の機械等の財産又は効用の増加した財産（処分制限財産）については、処分制限期間内に取得財産を処分（①補助金の交付の目的に反する使用、譲渡、交換、貸付け、②担保に供する処分、廃棄等）しようとするときは、事前にその承認を受けなければなりません。
- ▶ 財産処分する場合、残存簿価相当額又は時価（譲渡額）により、当該処分財産に係る補助金額を限度に納付しなければなりません。ただし、補助事業者が、試作品の開発の成果を活用して実施する事業に使用するために、処分制限財産（設備に限ります）を生産に転用（財産の所有者の変更を伴わない目的外使用）する場合には、中小機構の事前承認を得ることにより転用による納付義務が免除されます。

善管注意義務

- ▶ 補助事業者は、補助金等適正化法第11条第2項に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業を行わなければなりません。
- ▶ 例えば、補助事業者の不注意によって機械装置等を焼失・紛失し事業の継続が困難になる場合は、故意がなくても、善管注意義務違反として交付決定の取消や補助金の返還に至る場合があります。
- ▶ 事業計画期間終了までの間、本事業により導入した機械装置を対象として保険又は共済（風水害等の自然災害を含む損害を補償するもの／付保割合が50%以上）に加入することを必須とします。実績報告提出時に、保険・共済への加入を示す書類の提出が必要となります。

中小企業省力化投資補助事業 (一般型)

9. お問い合わせ

中小企業省力化投資補助金（一般型）

<https://shoryokuka.smrj.go.jp/ippan/>

お問い合わせ

中小企業省力化投資補助事業 コールセンター

お問い合わせの際は、予めページの掲載資料や
「よくあるご質問（カタログ注文型）」「よくあるご質問（一般型）」を確認のうえ、お問い合わせください。

ナビダイヤル 0570-099-660 IP電話等からの
お問い合わせ先 03-4335-7595

※通話料がかかります

お問合せ時間：9:30～17:30／月曜～金曜（土・日・祝日除く）

恐れ入りますが、繋がらない場合は、しばらくたってからおかけ直しください。

ダイヤル後、ご自身が該当する番号を以下より選択してください。

1 番 カタログ注文型に関して

- 1 番 工業会向け**
(製品カテゴリ登録、申請方法など)
- 1 番 製造事業者向け**
(カタログ登録、製造事業者登録、製品登録要件など)
- 2 番 売売事業者向け**
(販売事業者登録、登録要件、スケジュールなど)
- 3 番 補助金の活用を検討している
中小企業等向け**
(公募要領、カタログ公開期間)

2 番 一般型に関して

- 1 番 応募申請前の方**
- 2 番 応募申請後の方**